
粕屋町
男女共同参画計画（後期計画）（案）

（令和2年度～令和6年度）

令和元年 12 月

粕屋町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	4

第2章 粕屋町の男女共同参画の現状

1	人口等の現状	5
2	町民意識調査からみた男女共同参画の現状	8
3	粕屋町のこれまでの取組	16

第3章 計画の基本的考え方

1	計画の基本理念	17
2	計画の基本目標と基本施策	18
3	計画の体系	20
4	重点的な取組	21

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会実現のための意識づくり	22
	基本施策1. 男女共同参画についての意識啓発	22
	基本施策2. 男女共同参画教育の推進	24
基本目標Ⅱ	男女が共に能力を発揮できる社会づくり	27
	基本施策1. 働く場における男女共同参画の促進	27
	基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進	29
基本目標Ⅲ	男女が共に参加し支えあうまちづくり	31
	基本施策1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進	31
	基本施策2. 地域における男女共同参画の推進	34
基本目標Ⅳ	男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	36
	基本施策1. 生涯を通じた健康支援	36
	基本施策2. あらゆる暴力の根絶	38
	基本施策3. 困難な状況に置かれている人への支援	42

■推進体制

- (1) 特定事業主行動計画の推進 44
- (2) 推進体制の整備 45
- (3) 計画の点検・評価 45

■計画の成果指標..... 46

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を負う社会です。我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きとも連動しながら着実に進められてきました。また、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。近年においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）などが施行され、多様な課題に対する新たな取組が職業分野や政治分野にも求められています。

さらに、2015年（平成27年）の国連サミットで採択されたSDGs「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標」には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、全国的に持続可能なまちづくりの取組が求められているところです。本計画においても、ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進が重要となっています。

粕屋町では、2015年（平成27年）に「粕屋町男女共同参画計画」を策定し、教育・啓発、保健福祉、子育て支援、労働、企業活動など多岐にわたる男女共同参画に関する様々な施策を体系化し、総合的に事業を推進してきました。しかし、2019年（平成31年）4月に実施した町民意識調査では、いまだに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて多くの課題が残されています。

そこで、粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるために、現在の計画を見直し、今後5年間の「粕屋町男女共同参画計画（後期計画）」を策定するものです。

2 計画策定の背景

（1）世界の動き

国際連合は女性の自立と地位向上を目指して、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、同年開催された「国際婦人年世界会議」では、各国の取り組むべき施策の指針となる「世界行動計画」を採択しました。1979年（昭和54年）には女性の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW、女子差別撤廃条約）を採択し、様々な女性の人権擁護と男女平等の実現に向けた取組を展開しています。

その後、1995年（平成7年）到北京で開催された国連の「第4回世界女性会議」において、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」及び1996年（平成8年）までに各

国が行動計画を策定するよう求めた「行動綱領」が採択されています。2011年（平成23年）に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。しかし、2015年（平成27年）に開催された「第59回国連本部における女性の地位委員会」では「北京宣言及び行動綱領」の実施の進捗が遅いことから、UN Womenに、加盟国の法や政策などを通じた効果的かつ加速化された取組など具体的な行動への支援を求めた「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

現在、UN Womenでは、「2020年の北京宣言と行動綱領25周年記念」として、世界的なキャンペーンを展開しています。

（2）国の動き

日本国内では、1975年（昭和50年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されました。「女子差別撤廃条約」が批准されたことを受けて、1985年（昭和60年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（「男女雇用機会均等法」）が成立し、1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プラン」、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」など男女共同参画に関する法律や計画が、施策の実現に向けて整備されました。

2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定され、2001年（平成13年）には「DV防止法」が制定されました。さらに、2003年（平成15年）には「次世代育成支援対策推進法」も成立し、女性の権利擁護や子育て支援に対する法整備が行われました。

2007年（平成19年）には、男女共に家庭と職業の責任を担うことを可能にする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が制定され、その後、2018年（平成30年）に労働時間法制の見直しなどを定めた働き方改革関連法が施行され、多様な仕事の仕方が実現できるよう法整備が強化されています。

また、2015年（平成27年）には「第4次男女共同参画基本計画」（「第4次基本計画」）が策定され、2016年（平成28年）の「女性活躍推進法」の施行に伴い、雇用主が女性の活躍を推進することが義務付けられました。2018年（平成30年）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、意思決定の場に女性の参画がより求められるようになりました。

しかしながら、2016年（平成28年）3月には、女子差別撤廃委員会から我が国に対して、政策的取組が不十分であるとの勧告がなされており、国際社会に連動して、男女の平等を基礎とした人権と基本的自由を確立することが求められています。

(3) 県の動き

1978年（昭和53年）福岡県では、国の施策に従い男女共同参画への取組が実施されてきました。同年に、「福岡県婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」、1979年（昭和54年）に「婦人対策室」が設置されました。1980年（昭和55年）には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定されました。1996年（平成8年）には「福岡県女性総合センター あすばる」（現：福岡県男女共同参画センター あすばる）が開館し、県内の男女共同参画に関する拠点づくりがなされました。

2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。これに基づいて、2002年（平成14年）に「福岡県男女共同参画計画」が策定され、2006年（平成18年）には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」など女性の権利擁護や子育て支援に対する様々な実施計画が策定されました。

2016年（平成28年）に策定された「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」では、「DV相談窓口を設置した市町村の数」など成果指標を設定して、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（2014年（平成26年）施行）など被害者支援に関する新しい法律と整合する体制の整備を進めることとなりました。

2013年（平成25年）に被害者の総合的な支援が一か所で実施できるワンストップセンターとして「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、さらに、2019年（平成31年）には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が始まろうとしています。

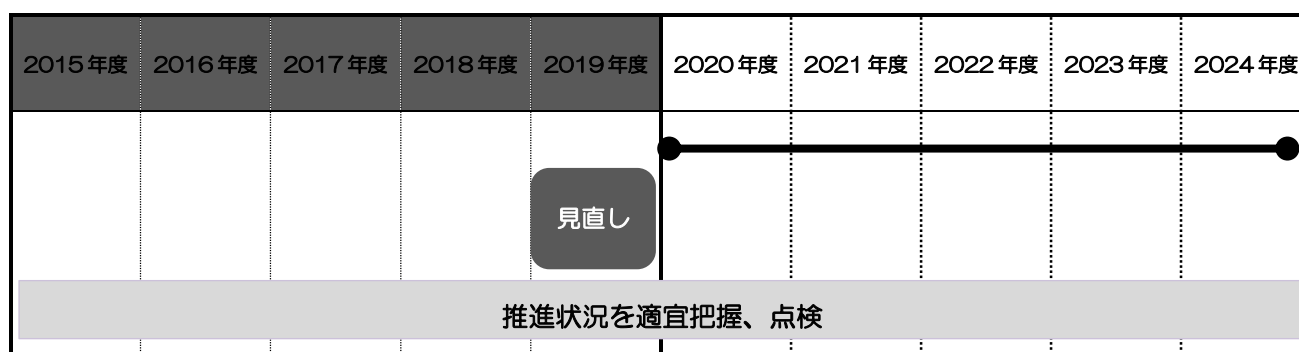
3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、2015年（平成27年）に施行された「粕屋町男女共同参画推進条例」第3条の基本理念を踏まえて第4条の町の責務に基づき、第11条に規定する男女共同参画に係る計画として策定するものです。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、粕屋町の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策推進の指針となるものです。
- (3) 本計画は、「第5次粕屋町総合計画」との整合性を図っており、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するために、他の分野別計画とも連携し、本町の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものです。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含むものであり、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画としても位置づけます。

4 計画の期間

本計画は、2015年度（平成27年度）から2024年度（令和6年度）までの10年間で計画の期間としています。策定から5年を経過し計画の中間年にあたり、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応し、現在の計画について点検と見直しを行いました。後期計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間で計画の期間としています。

今後は、本計画の進捗状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。



第2章 粕屋町の男女共同参画の現状

1 人口等の現状

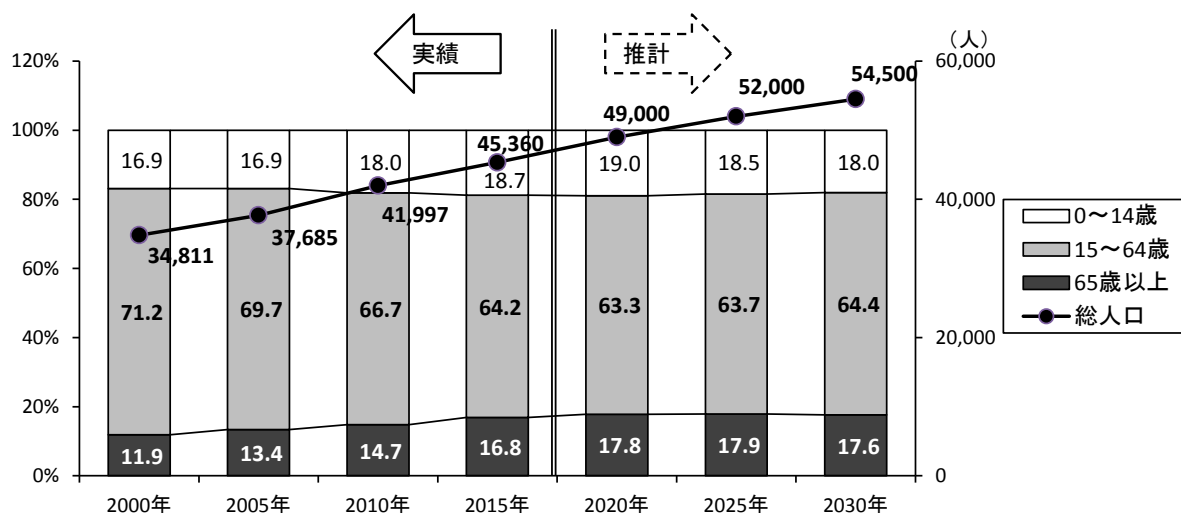
人口と世帯数の推移

(1) 人口の推移

国勢調査による粕屋町の総人口は、2000年（平成12年）は34,811人でしたが、2005年（平成17年）37,685人、2010年（平成22年）41,997人、2015年（平成27年）45,360人と大きく増加しています。

第5次粕屋町総合計画による将来人口では、2025年（令和7年）には52,000人、2030年（令和12年）には54,500人と今後も増加が見込まれています。

■人口の推移



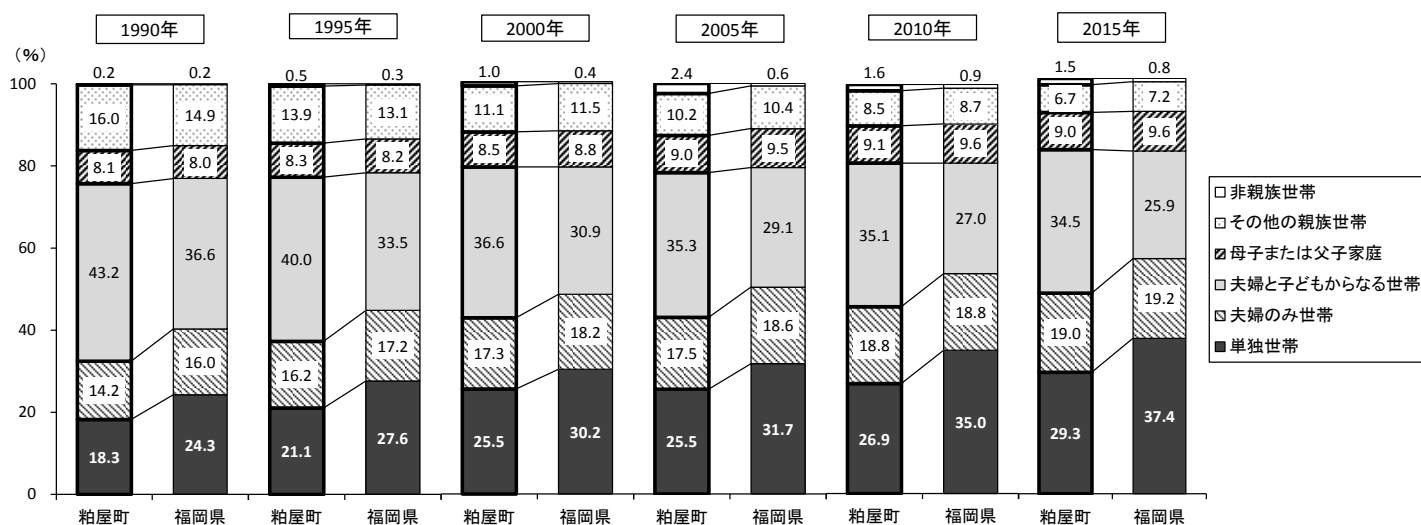
資料：各年国勢調査
2020～2030年は、第5次粕屋町総合計画の将来人口より

(2) 家族類型別一般世帯数(家族形態)の推移

家族類型別一般世帯数の推移をみると、1990年(平成2年)には43.2%であった「夫婦と子ども世帯」の割合が2015年(平成27年)には34.5%と8.7ポイント減少しています。同様に、「その他の親族世帯」の割合も9.3ポイント減少しています。一方で、「単独世帯」の割合が、1990年(平成2年)から2015年(平成27年)までで11ポイント増加しています。

福岡県と比較すると、粕屋町は「夫婦と子ども世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低いことから、子育て家庭の割合が高いといえます。

■粕屋町の世帯動向の推移



(単位:世帯)

	1990年		1995年		2000年		2005年		2010年		2015年	
	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県	粕屋町	福岡県
総数	9,292	1,623,805	10,493	1,774,183	12,620	1,906,862	14,098	1,984,662	16,196	2,103,383	17,991	2,192,369
単独世帯	1,699	393,846	2,211	490,053	3,214	576,717	3,601	630,031	4,356	736,339	5,263	820,806
夫婦のみ世帯	1,319	260,525	1,702	305,350	2,183	346,517	2,465	369,671	3,040	394,489	3,426	420,249
夫婦と子どもからなる世帯	4,018	595,046	4,195	594,657	4,614	589,607	4,971	578,203	5,688	567,730	6,213	567,372
母子または父子家庭	750	129,924	873	145,823	1,074	167,200	1,275	188,084	1,473	201,217	1,615	209,529
その他の親族世帯	1,484	241,211	1,456	233,122	1,407	218,615	1,444	206,523	1,383	183,962	1,203	156,857
非親族世帯	22	3,253	56	5,178	128	8,206	342	12,150	256	19,646	271	17,556

資料:各年国勢調査(世帯の家族類型「不詳」除く)

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

●親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。

●非親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。

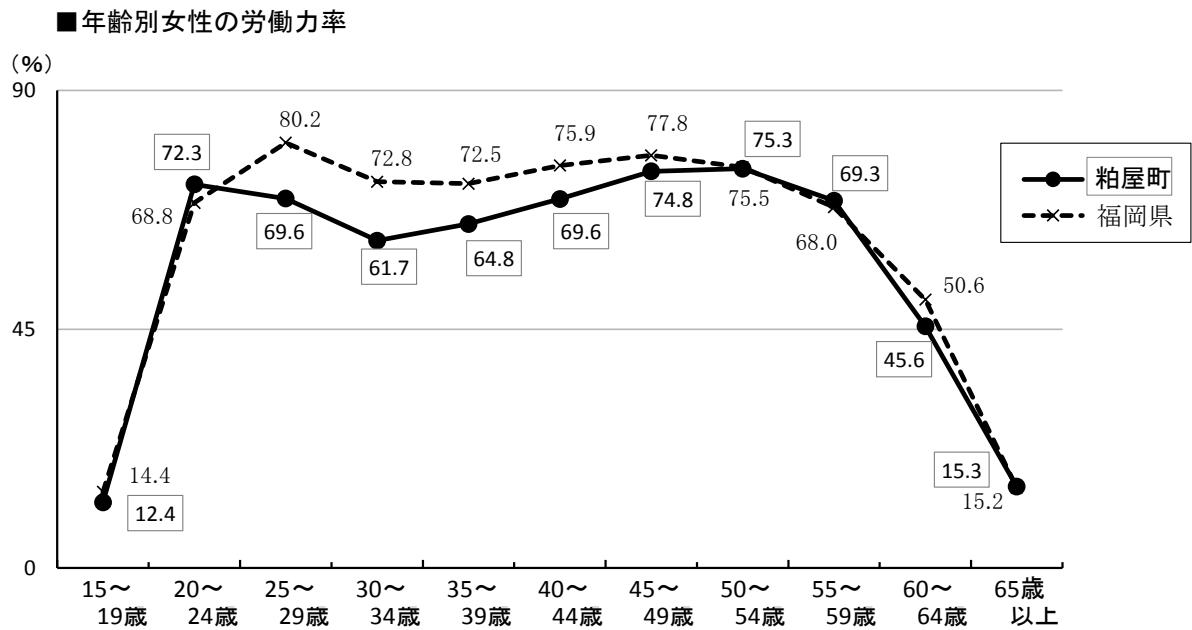
●単独世帯:世帯人員が1人の世帯。

今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

(3) 女性の就業率

本町の女性の年齢別労働力率をみると、25～29 歳では 69.6%ですが、30～34 歳になると 61.7%に下がり、その後上昇して 45～49 歳では 74.8%となっています。これは結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したころにパート等で再就職をする女性が多いことを示しており、このような働き方を「M字型就労」といいます。粕屋町でもこの就労パターンがみられます。

2015 年（平成 27 年）における粕屋町と福岡県の女性の年齢階級別労働力率を比較すると、30～34 歳の層で大きく差がみられ、福岡県でもみられるM字型就労の傾向が、粕屋町では顕著にあらわれています。



資料:2015 年国勢調査

2 町民意識調査からみた男女共同参画の現状

粕屋町男女共同参画計画（後期計画）の策定にあたり、町民の意識や実態を把握するために町民意識調査を実施しました。

（調査概要）

調査対象者：粕屋町在住の満 20 歳から 79 歳までの男女 3,000 人を無作為抽出

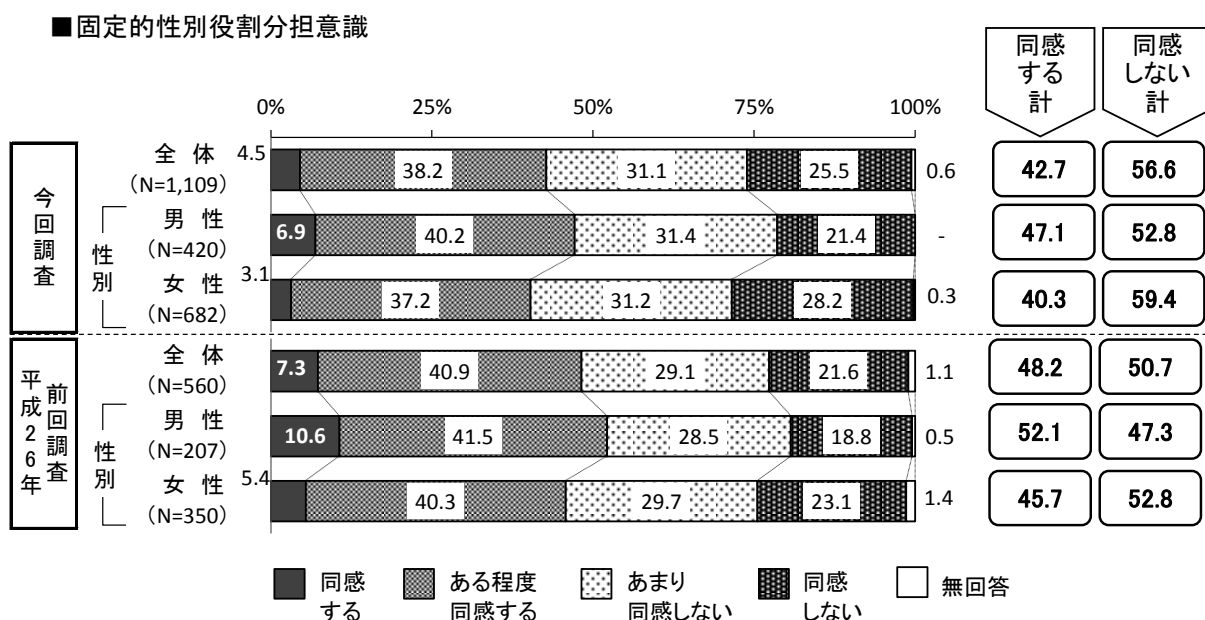
調査期間：平成 31 年 4 月中旬～令和元年 5 月中旬

調査方法：郵送による配布・回収

配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
3,000	1,109	37.0%

(1) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的性別役割分担について、どの程度同感するか尋ねると、一般的に女性の方が男性よりも『同感しない』（「同感しない」＋「あまり同感しない」）の割合が高くなる傾向があります。本調査結果においても『同感しない』は女性が男性を約 7 ポイント上回っています。平成 26 年に実施された前回調査と比べると、男女とも『同感しない』が今回調査では増加しており、固定的性別役割分担意識は解消される傾向にあるといえます。

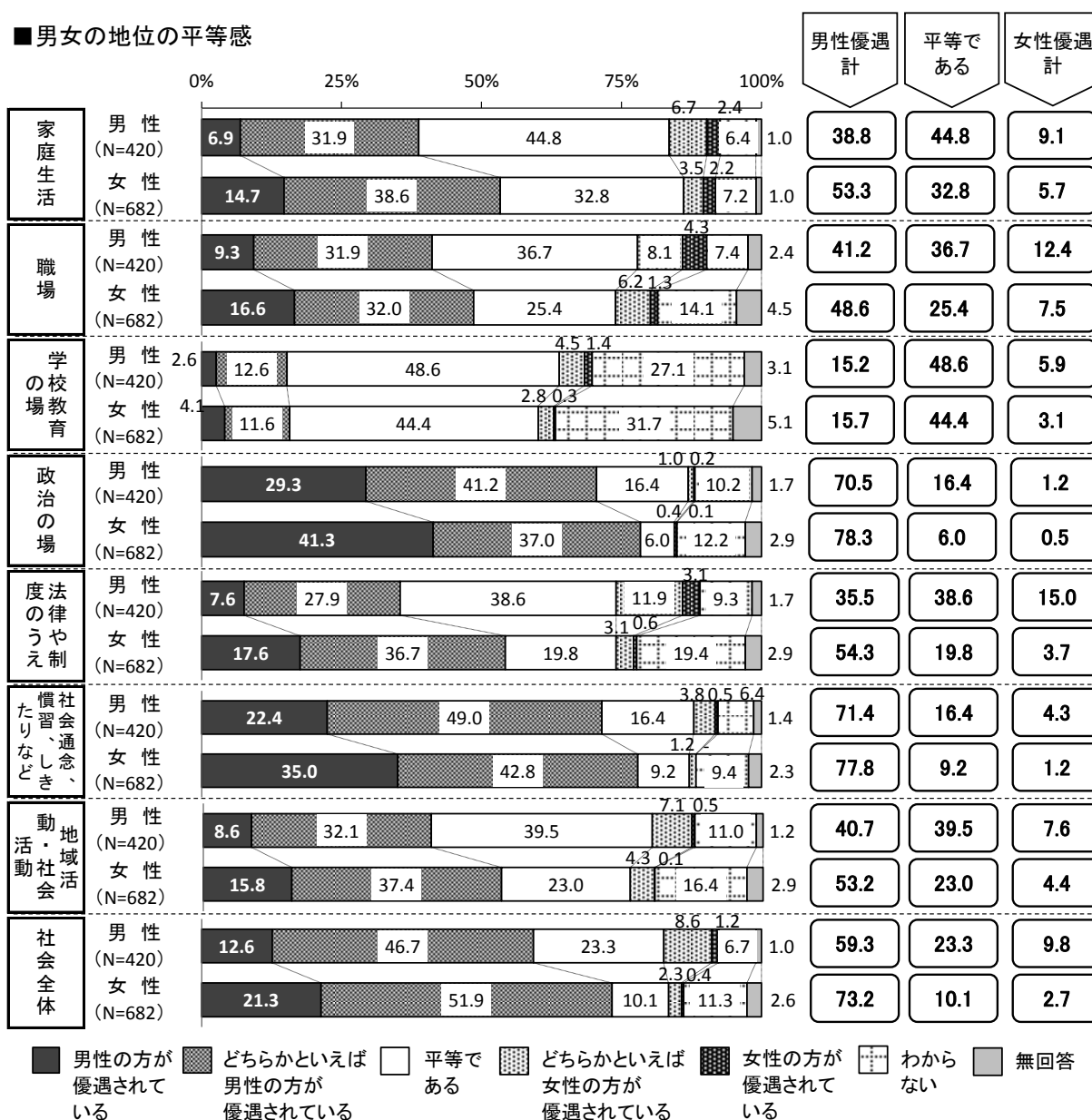


資料：2019 年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

(2) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、8つの分野をあげて尋ねたところ、女性の「平等である」の割合は全ての分野で男性を下回り、男女の地位については、女性の方が男性よりも不平等感が強いという結果になっています。特に、「法律や制度のうえ」については、男性の「平等である」とする割合が女性を約19ポイント上回り、男女の認識の差が最も大きくなっています。また、「地域活動・社会活動の場」も男性の「平等である」の割合が女性を約17ポイント上回るなど男女で認識の差が大きい項目となっています。

「社会通念・慣習・しきたりなど」と「政治の場」では『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」）+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が男性、女性共に7割を超えており、男女共に不平等であるとの認識が高い分野です。



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

(3) 家庭生活について

現在、配偶者・パートナーがいる人の家庭内の役割の分担状況は、「主に夫」が行っているものは「家計を支える（生活費を稼ぐ）」が約7割、一方、「主に妻」が行っているのは「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」が約8割、夫が稼ぎ妻は家事という性別役割分担が家庭内で行われている実態がうかがえます。

共働きの場合をみると「家計を支える（生活費を稼ぐ）」は、「主に夫」が男性は5割半ば、女性は6割半ばで、妻が就労していても家計を支えるのは夫中心となっています。「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」は、共働きの女性は「主に妻」が8割半ばにのぼり、就労している女性でも家事は妻の役割となっている様子が見えます。

全国的に共働き家庭は増えており粕屋町も同様の傾向にありますが、調査結果から共働きでも家事は妻中心であり、女性が仕事との二重負担を抱えている状況がうかがえます。

■家庭内の役割分担状況

(%)

	標本数	家計を支える(生活費を稼ぐ)						掃除、洗濯、食事の支度などの家事						
		主に夫	主に妻	夫・妻同程度	その他の家族	わが該当しない・無回答	無回答	主に夫	主に妻	夫・妻同程度	その他の家族	わが該当しない・無回答	無回答	
全体	830 100.0	575 69.3	19 2.3	198 23.9	1 0.1	13 1.6	24 2.9	14 1.7	676 81.4	118 14.2	4 0.5	1 0.1	17 2.0	
配偶状況別	男性:未婚	5	60.0	-	40.0	-	-	-	40.0	60.0	-	-	-	
	男性:既婚(共働きである)	165	56.4	1.8	37.6	-	4.2	3.0	69.1	22.4	1.2	-	4.2	
	男性:既婚(共働きでない)	131	79.4	3.1	9.9	-	3.8	3.8	82.4	12.2	-	0.8	2.3	
	男性:離別	1	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	
	男性:死別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性:未婚	2	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	
	女性:既婚(共働きである)	293	65.5	1.7	31.7	-	-	1.0	0.7	84.6	13.0	0.7	-	1.0
	女性:既婚(共働きでない)	230	78.3	3.0	10.9	0.4	3.5	3.9	1.7	86.1	10.4	-	-	1.7
	女性:離別	1	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-
	女性:死別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	2	50.0	-	50.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	

資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

(4) 地域活動について

①地域づくりに関わる活動への参加状況

地域づくりに関わる活動への参加状況では、「自治会や町内会での活動」が高くなっていますが、男性では特に60代と70代で他の年代に比べて高く、女性では40代から60代で約3割と高くなっています。男性は定年後に町内会活動への参加が多くなる状況がうかがえます。「PTA活動、青少年健全育成に関する活動」では女性の40代、「趣味・教養・学習・スポーツ、健康づくりなどのサークル活動」では男女とも70代以上で参加の割合が他の年代に比べて高くなっています。

■地域活動への参加状況

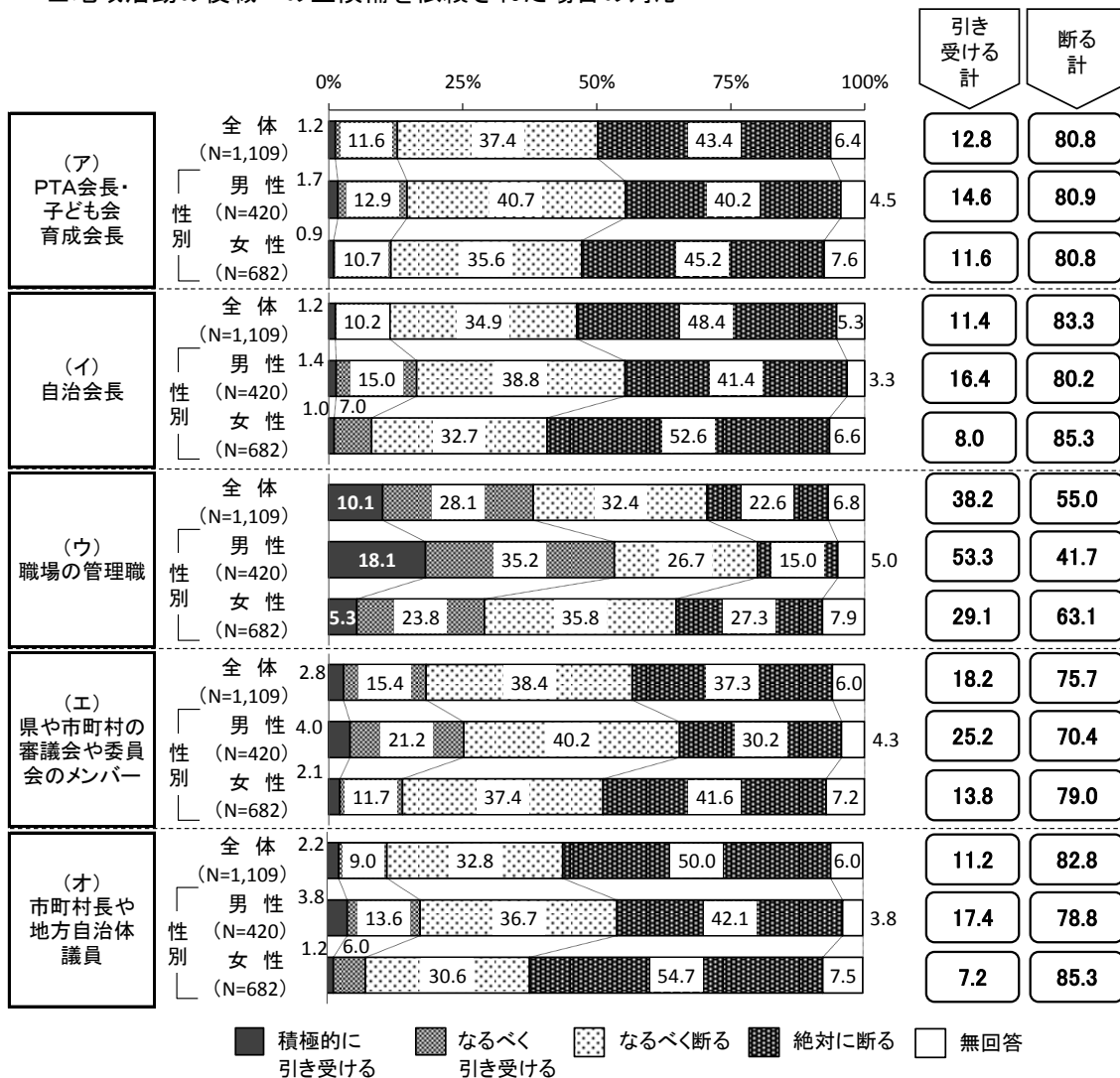
		標本数	自治会や町内会での活動	子ども会、青少年会、老人会などの活動	PTA活動、青少年健全育成に関する活動	スポーツ・健康づくりなどのサークル活動	趣味・教養・学習・スポーツ、健康づくりなどのサークル活動	社会奉仕やボランティア活動	特に参加していない	その他	無回答
		(%)									
全体		1,109 100.0	282 25.4	95 8.6	74 6.7	150 13.5	72 6.5	622 56.1	4 0.4	19 1.7	
年代別	男性:20代	36	5.6	2.8	-	8.3	8.3	75.0	-	2.8	
	男性:30代	81	23.5	2.5	4.9	9.9	7.4	61.7	-	-	
	男性:40代	94	25.5	2.1	2.1	5.3	3.2	68.1	-	-	
	男性:50代	68	26.5	2.9	5.9	13.2	7.4	63.2	-	-	
	男性:60代	72	36.1	4.2	1.4	15.3	8.3	51.4	1.4	1.4	
	男性:70代以上	69	30.4	17.4	4.3	24.6	8.7	43.5	-	4.3	
	女性:20代	68	2.9	2.9	1.5	7.4	-	85.3	-	2.9	
	女性:30代	155	20.6	11.6	10.3	9.7	0.6	60.0	-	2.6	
	女性:40代	168	29.8	17.9	21.4	8.3	1.8	45.8	0.6	1.8	
	女性:50代	94	29.8	6.4	4.3	12.8	8.5	51.1	-	1.1	
	女性:60代	111	30.6	4.5	1.8	19.8	12.6	51.4	1.8	0.9	
女性:70代以上	83	27.7	14.5	1.2	30.1	16.9	39.8	-	3.6		
無回答		10	30.0	-	-	40.0	30.0	50.0	-	-	

資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

②地域活動の役職への立候補を依頼された場合の対応

地域活動の5つの役職に立候補を依頼された場合の対応について、「PTA会長・子ども会育成会長」「自治会長」「県や市町村の審議会や委員会のメンバー」「市町村長や地方自治体の議員」では『断る』（「絶対に断る」＋「なるべく断る」）が『引き受ける』（「積極的に引き受ける」＋「なるべく引き受ける」）を大きく上回っています。「職場の管理職」では、男性の『引き受ける』が5割を超えています。「PTA会長・子ども会育成会長」以外の役職では、女性の方が『断る』割合が男性に比べて高くなっています。

■地域活動の役職への立候補を依頼された場合の対応



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

役職を断る理由については、女性では「知識や経験の面で不安があるから」が6割半ばと高く、男性を約16ポイント上回っています。「責任が重いから」も女性は約6割で男性を約23ポイント上回っています。「時間的な余裕がないから」は男女とも30代と40代で他の年代より割合が高く、子育て期の年代では地域の役職に就くための時間が取れない状況がうかがえます。

■地域活動の役職への立候補を断る理由

(%)

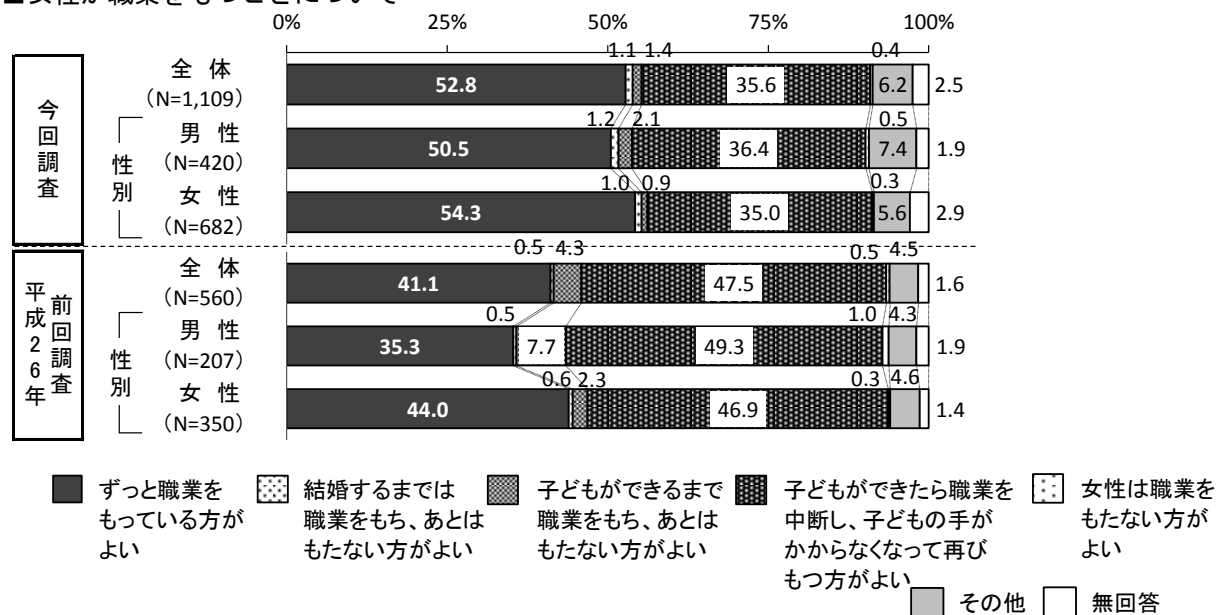
	標本数	責任が重いから	不知識や経験があるから	時間的な余裕がないから	経済的な余裕がないから	家族の同意が得られないから	人間関係がわづらわしいから	受け・別による不当な扱いを	性別によつて味こうないから	その他	無回答	
全体	990 100.0	52.7	58.3	48.2	16.3	4.9	30.3	4.8	40.6	7.9	0.6	
性別	男性	37.2	39.0	48.7	51.6	18.0	5.6	31.2	1.9	42.2	8.1	0.8
	女性	61.3	61.7	64.8	47.3	15.5	4.4	29.9	6.7	39.5	7.8	0.5
	無回答	5	80.0	100.0	-	20.0	20.0	20.0	-	60.0	20.0	-
年代別	男性:20代	32	25.0	56.3	43.8	12.5	-	31.3	-	53.1	3.1	-
	男性:30代	68	35.3	44.1	61.8	20.6	4.4	29.4	4.4	42.6	11.8	-
	男性:40代	85	32.9	40.0	69.4	21.2	3.5	23.5	1.2	43.5	5.9	1.2
	男性:50代	62	48.4	56.5	56.5	25.8	8.1	45.2	-	32.3	1.6	-
	男性:60代	65	47.7	50.8	40.0	20.0	9.2	32.3	4.6	49.2	7.7	1.5
	男性:70代以上	60	40.0	51.7	26.7	3.3	6.7	28.3	-	36.7	16.7	1.7
	女性:20代	63	66.7	61.9	47.6	17.5	1.6	30.2	11.1	49.2	4.8	-
	女性:30代	145	60.0	67.6	57.9	16.6	4.1	28.3	6.9	49.0	7.6	0.7
	女性:40代	155	61.9	63.9	58.1	18.1	3.2	25.2	9.0	38.7	5.8	-
	女性:50代	87	69.0	71.3	48.3	16.1	5.7	37.9	4.6	33.3	5.7	-
	女性:60代	98	57.1	62.2	33.7	10.2	8.2	34.7	5.1	34.7	7.1	2.0
	女性:70代以上	62	54.8	58.1	17.7	12.9	3.2	22.6	1.6	25.8	21.0	-
	無回答	8	87.5	87.5	-	12.5	12.5	50.0	-	50.0	12.5	-

資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

(5) 職業について

女性が職業をもつことについては、「ずっと職業をもっている方がよい」という就労継続の意向が半数を超えており、「子どもができれば職業を中断し、子どもの手がかからなくなって再びもつ方がよい」という中断・再就職が3割半ばで、性別による違いはあまりなく、女性が職業をもつことは肯定的にとらえられています。前回調査と比べると、就労継続意向の割合は増加しており、特に男性でその傾向が顕著になっています。

■女性が職業をもつことについて

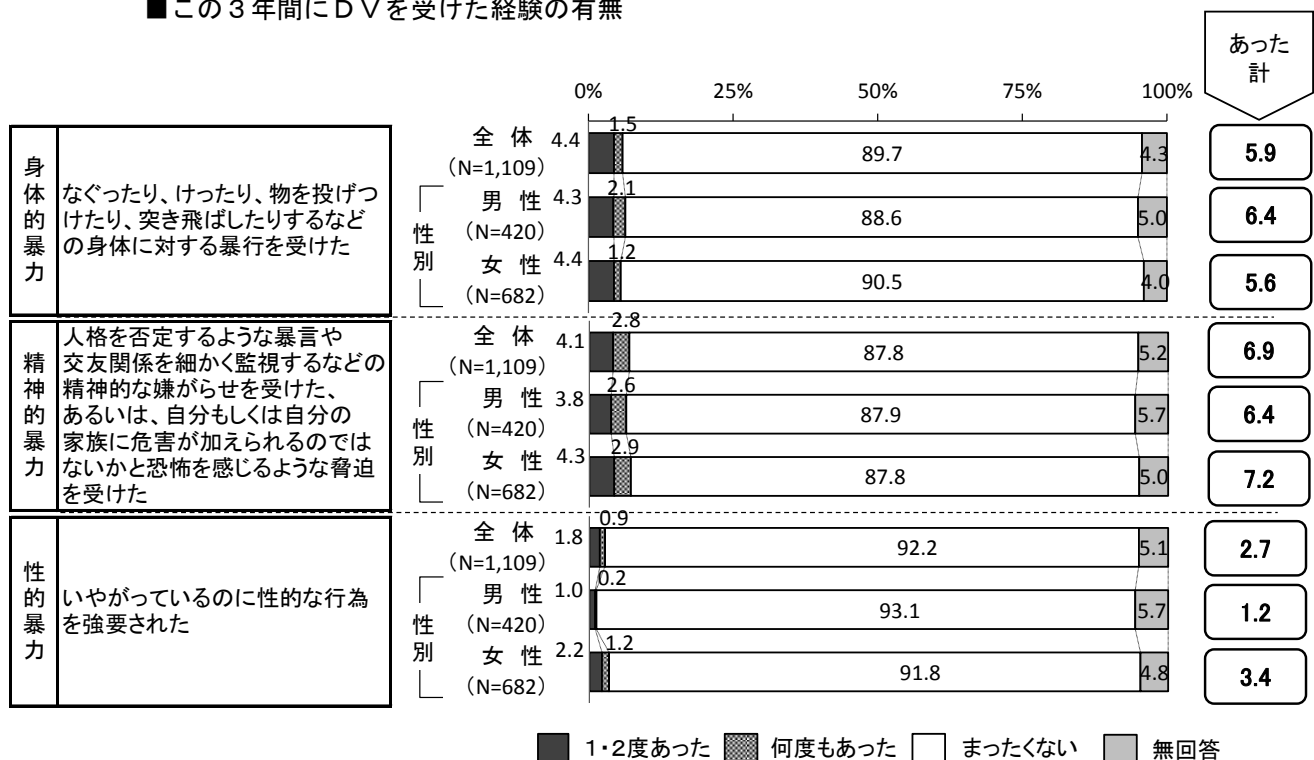


資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

(6) 女性への暴力について

この3年間でDVを受けた経験について『あった』（「1・2度あった」＋「何度もあった」）とする割合をみると、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの「身体的暴力」が5.9%となっています。人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫などの「精神的暴力」は6.9%、いやがっているのに性的な行為を強要する「性的暴力」は2.7%となっています。

■この3年間にDVを受けた経験の有無

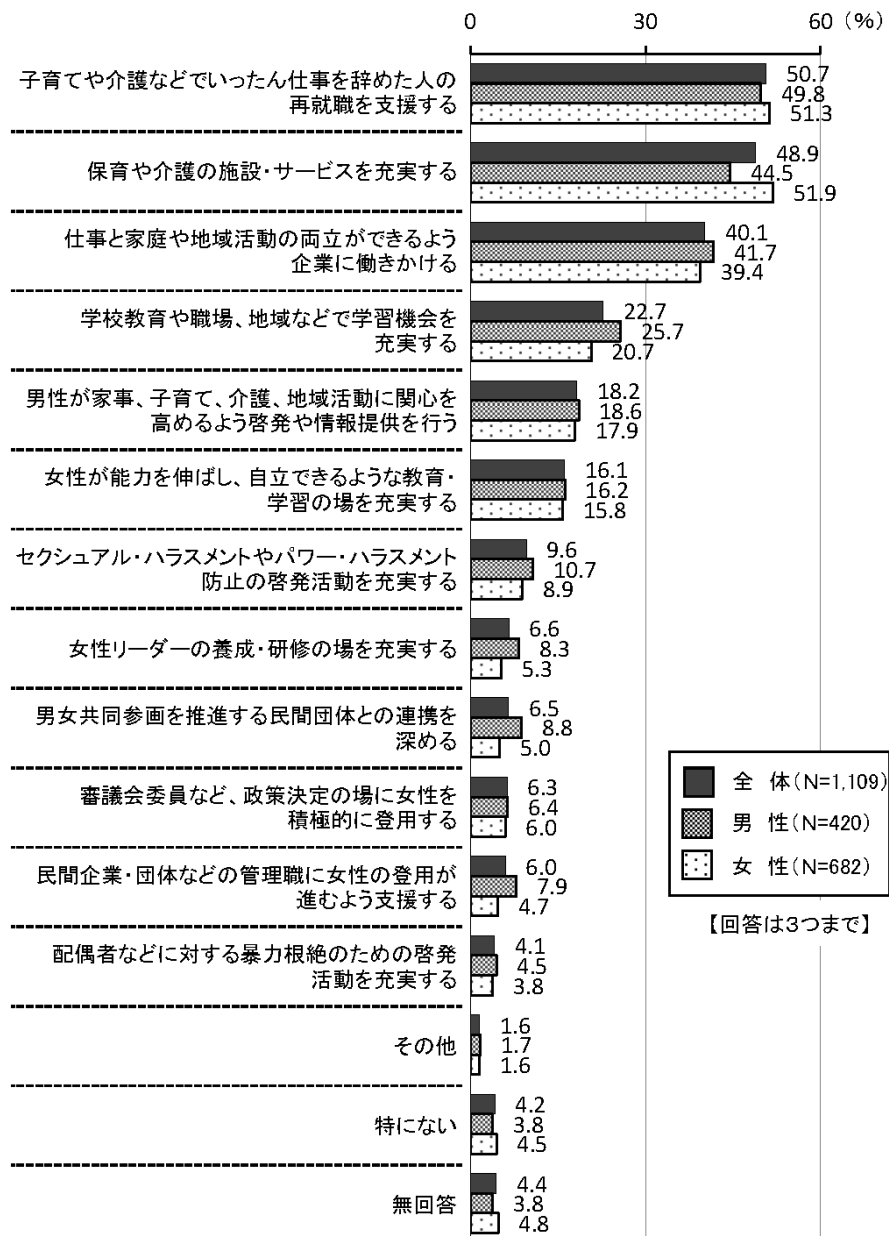


資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

(7) 男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべき施策については、「保育や介護の施設・サービスを充実する」は女性で最も高く、特に子育て期の30代では6割半ばと高くなっています。男性は「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が最も高くなっています。子育てや介護と就労との両立支援が行政に求められており、就労状況や年代など個々の実情に応じた取組を進めていくことが必要です。

■ 男女共同参画社会実現のための施策



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

3 粕屋町のこれまでの取組

粕屋町では、町の実情にあった男女共同参画推進施策を展開するために2014(平成26)年に「粕屋町男女共同参画計画策定委員会」を設置し、「男女共同参画計画」についての協議を重ねました。2015(平成27)年3月に「粕屋町男女共同参画計画」を策定、12月には「粕屋町男女共同参画推進条例」(以下、条例という)を制定し、本町における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

条例では、本町の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本となる事項を定めています。また、粕屋町男女共同参画審議会は、条例第21条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について調査審議することを目的に設置しました。

これまでに粕屋町では、各自治公民館における人権研修での啓発や町イベントでの啓発チラシの配布、広報かすやによる男女共同参画コラムの掲載など、地域における男女共同参画の推進に取り組んできました。

その結果、2019年(平成31年)4月に実施した男女共同参画に関する町民意識調査では、性別による固定的な役割分担意識に同感しないとの考え方が前回調査と比較すると増加しており、男女共同参画について町民への周知と理解が図られているのではないかと考えられます。

一方で、男女共同参画に関する課題としては、DV等暴力の問題、女性の活躍推進、貧困問題など多岐にわたっており、今後さらに男女共同参画社会の形成に向けた多様な取組が求められています。こうした男女共同参画の実現にあたっては、庁内の推進体制を確立するのはもちろんのこと、町民や関係団体、事業所などと連携して男女共同参画のまちづくりを着実に推進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

粕屋町は、豊かな自然環境に恵まれながら交通の利便性もよいという自然と都市が調和した環境から、人口増加率が高く若い世代が多く住む町です。しかしながら、現状では、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行が依然として残っており、男女の不平等感を感じる人もまだ多い状況です。

男女共同参画社会とは、すべての人が互いの人権を尊重しながら、責任を分かち合い、そして、性に関わりなく、自らの意思で多様な生き方を選択し、その個性と能力を十分発揮することができる社会です。

粕屋町では、すべての人がその性別にかかわらず、個人の個性や意欲、適性や能力に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるまちを目指して、基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、平成27年施行の「粕屋町男女共同参画推進条例」の第3条に掲げられた基本理念を基に、粕屋町の目指すべき姿を表現したものです。

**女性も男性も共にいきいきと活躍し、
誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する**

粕屋町男女共同参画推進条例の基本理念

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育を受けられるよう配慮されなければならない。
- (4) すべての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。
- (5) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。
- (8) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。

2 計画の基本目標と基本施策

本計画では、基本理念の基に4つの基本目標と9つの基本施策を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

町民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

(条例の基本理念 1、3、6)

基本施策1. 男女共同参画についての意識啓発

基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。(条例の基本理念 2、5)

基本施策1. 働く場における男女共同参画の促進

基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり

政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

(条例の基本理念 2、4)

基本施策1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

基本施策2. 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

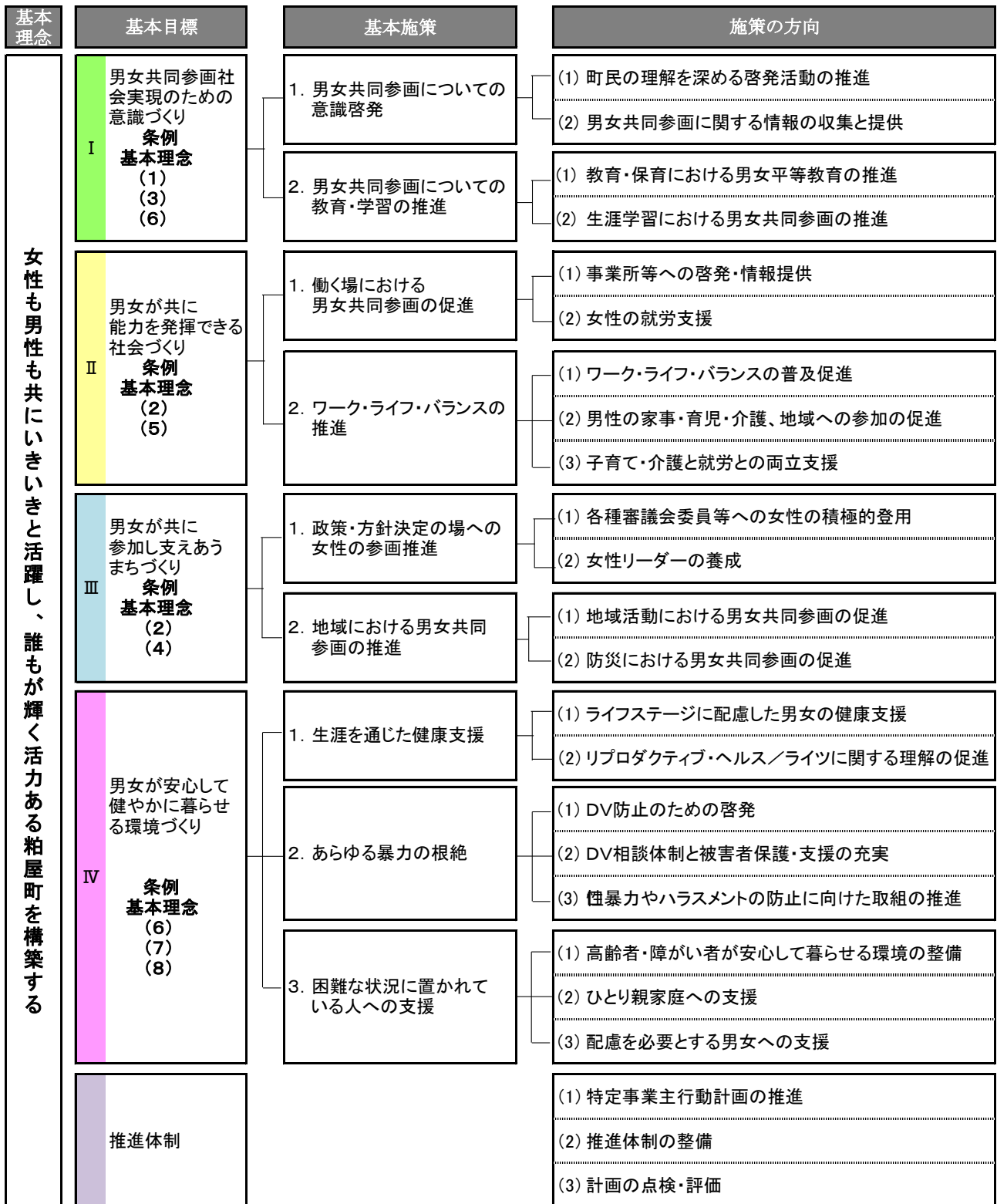
男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、「DV防止法」に基づき、DV(ドメスティック・バイオレンス)やデートDVを防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。(条例の基本理念 6、7、8)

基本施策1. 生涯を通じた健康支援

基本施策2. あらゆる暴力の根絶

基本施策3. 困難な状況に置かれている人への支援

3 計画の体系



* 基本目標Ⅱ、Ⅲは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画」として位置付ける。

* 基本目標Ⅳは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画」として位置付ける。

4 重点的な取組

粕屋町男女共同参画計画（後期計画）の策定にあたり、これまでの取組や町民意識調査結果および審議会での提案と検討を踏まえて、以下の項目を今後5年間で重点的に取り組むべき項目とします。

1. 町民の理解を深める啓発活動の推進

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、粕屋町の取組について町民へ周知するとともに継続した意識啓発が必要です。町民意識調査では「粕屋町男女共同参画推進条例」の認知度は9.2%と低くなっています。また、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれか1つでもDVを受けた人は男女とも約1割ありますが、「どこ（誰）にも相談しなかった」人は約半数にもおよびます。

町民が男女共同参画や条例をより身近に感じられるように、広報のあり方や世代に応じた意識啓発の方法などを工夫します。DVの相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の認知を高め、周囲の人が適切な支援につなぐことができるようにDVへの理解を深める啓発活動を進めます。また、若年層に対してはデートDV防止について啓発します。

2. 男性の家事・育児・介護、地域活動への参画の促進

働き方改革は国の重要課題の一つであり、粕屋町においてもワーク・ライフ・バランスの実現を進めなければなりません。町民意識調査では、女性が結婚や出産にかかわらず就労を継続するという考え方に賛成する人が半数を超え、今後の女性の就業率の上昇が見込まれますが、現状では共働き家庭でも家事は女性が中心となっています。また、50代以下の男性の6割以上が地域活動に参加していません。ワーク・ライフ・バランスの認知度も33.7%と町民に浸透しているとはいえない状況です。

男性の家事・育児・介護、地域活動に関心を高めるよう町民や事業所に啓発や情報提供を行います。ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知と重要性について理解を促し、男性が仕事と家庭、地域活動などのバランスのとれた働き方ができるよう啓発します。

3. あらゆる場での女性の積極的登用及び拡大

女性は生活の場で課題に直面することが多く、地域活動や町政の決定の場に女性の参画が拡大することは、現状に応じた課題解決につながります。町民意識調査では、女性が地域の役員や審議会委員になる阻害要因として家事や子育ての負担が上げられ、特に子育て世代の女性で多くなっていました。地域活動の場において方針決定や運営に女性が参画しやすくなるよう自治会をはじめとする地域団体と連携して環境を整えます。また、女性リーダーの意義への理解を深める研修など女性の積極的登用と拡大に向けて取り組みます。

第4章 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策 1. 男女共同参画についての意識啓発

【現状と課題】

固定的性別役割分担意識とは、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定的に分けようとする考え方で、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。

町民意識調査においては、「男は仕事、女は家庭」という考え方に『同感しない』と答えた人は56.6%で半数を超えていますが、『同感する』も依然として42.7%と多くみられます。また、ジェンダー平等に関わる新たな課題として「LGBT（性的少数者）」への関心が近年高まってきていますが、年齢の低い層での認知は高いものの年齢の高い層では低くなっていました。

男女共同参画の意識を形成するために、年齢や生活の状況に合わせて広報紙やホームページ、SNS、パンフレットなど多様な媒体を活用し、情報を提供していきます。地域への出前講座や人権学習などあらゆる機会を活用して、男女共同参画意識の向上を目的とした講座を開催するなど、効果的な啓発活動を充実していきます。毎年6月の男女共同参画週間では、男女共同参画を広く浸透させる事業を実施していきます。多くの町民が利用する図書館等において、男女共同参画関係資料を充実させ、町民が活用しやすいよう工夫します。

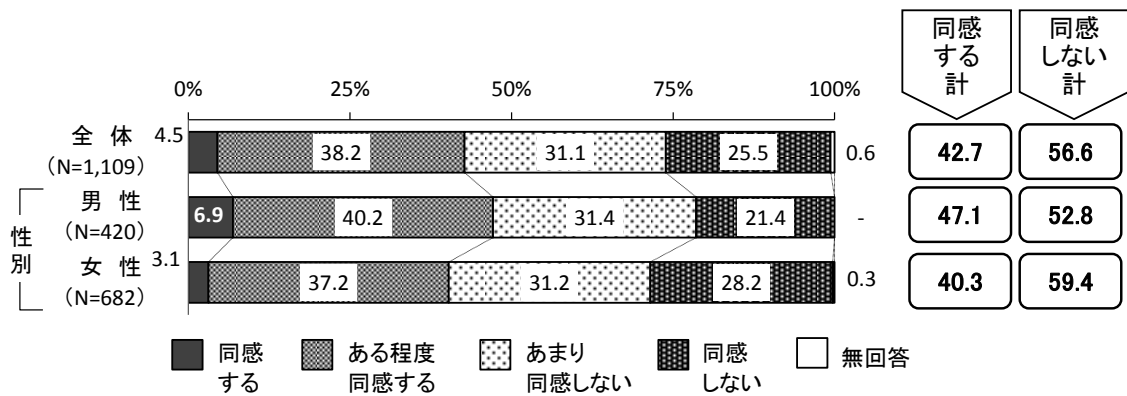
【施策の方向】

(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進		
取組	取組内容	担当課
1 男女共同参画に関する情報の提供	広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、男女共同参画に関する取組や法令等をわかりやすく解説するなど積極的に情報を提供します。また、町民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、それぞれに対応した啓発に努めます。	協働のまちづくり課
2 男女共同参画関連講座・講演会等の実施	男女共同参画意識を高めるために出前講座や人権学習などの機会を捉えて啓発を進めるとともに、講演会等についても開催していきます。	協働のまちづくり課

(2)男女共同参画に関する情報の収集と提供		
取組	取組内容	担当課
3	男女共同参画週間の推進 男女共同参画週間(6/23～6/29)に、ポスターの掲示、ホームページへの掲載を行うなど、男女共同参画週間について町民への周知を充実します。	協働のまちづくり課
4	関連図書の収集と紹介 粕屋町立図書館において、男女共同参画に関する図書、情報の収集を行い、特集コーナーを設けるなど積極的に紹介していきます。	社会教育課

《参考資料》

■ 固定的性別役割分担意識(再掲)



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策 2. 男女共同参画教育の推進

【現状と課題】

粕屋町男女共同参画推進条例第14条では、「町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育や保育の場において、人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実に努めなければならない。」と定められています。

また、同条例第8条では、「教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育又は保育に努めなければならない」と規定されています。

厚生労働省の『保育所保育指針』で「子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること」と定められているように、男女共同参画を進めるためには乳幼児期からの教育が大切です。学校においても、男女共同参画の視点を踏まえ、教科教育とともに清掃や給食、行事など諸活動の指導においても男女平等に配慮する必要があります。

子どもの発達段階に応じて、性別にとらわれることなく個性が尊重され、男女平等の意識が醸成される教育や保育を、保育所や幼稚園、学校において実施します。就学前教育に携わる者や、小学校や中学校の教職員に研修を実施するとともに、町内における講座等の情報を提供します。青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対して、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発を行います。また、地域や家庭での男女共同参画意識の向上を目的とした出前講座を実施していきます。

【施策の方向】

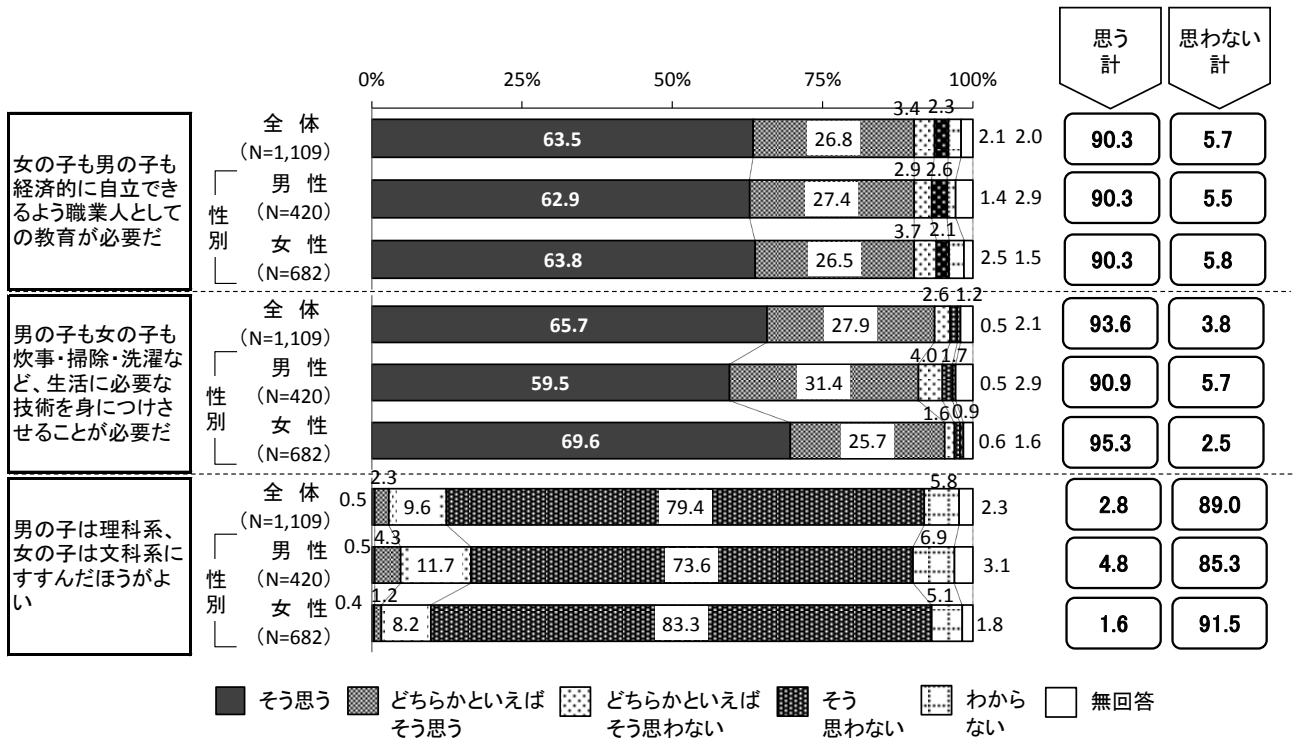
(1)教育・保育における男女平等教育の推進			
取組		取組内容	担当課
5	乳幼児期からの男女平等教育の推進	乳幼児期からの社会的性別(ジェンダー)にとらわれない自由な発想と個性を伸ばす教育について、保育所・幼稚園に対して働きかけを行います。	子ども未来課
6	学校教育における男女平等教育の推進	学習指導要領に従って男女平等の理念に基づいた教育を行います。また、中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育等進路指導においても、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない指導を実施していきます。	学校教育課
7	男女平等教育に関する教職員の研修	男女共同参画・男女平等教育などについて、教職員の研修を実施していきます。	学校教育課
8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	総務課 子ども未来課 協働のまちづくり課

(2)生涯学習における男女共同参画の推進

取組		取組内容	担当課
9	地域や団体への啓発と支援	地域や各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。また、社会教育関連団体、まちづくり活動支援室登録団体等に対して、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課
10	出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関する内容を用意し、学習機会を提供します。	協働のまちづくり課

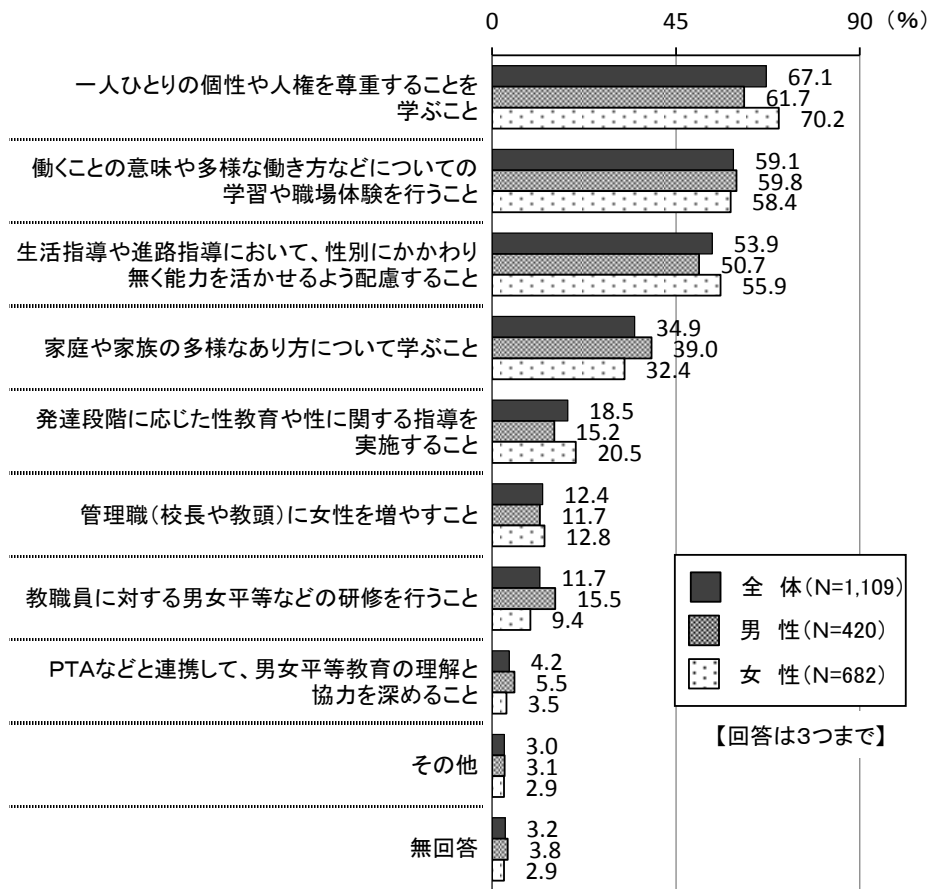
《参考資料》

■子どもの教育についての考え方



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■ 社会で男女共同参画を進めていくために学校教育の場で力を入れること



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策1. 働く場における男女共同参画の促進

【現状と課題】

本計画は、女性活躍推進法に基づく町の推進計画と位置づけています。女性活躍推進法では、女性の採用や登用、能力開発のために事業主の取組が求められています。また、近年、労働に関する法律の改正が重ねられ、事業主に対しては、非正規労働者と正規労働者の不合理な待遇差の禁止や、パワーハラスメント防止の措置義務が課されています。本町の条例においても条例第7条第1項では「事業者等は、基本理念に基づき、その事業や活動において、男女が共同して参画できる均等な機会及び待遇を確保するとともに、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めなければならない」、第4項では「町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない」とされています。

町内の企業や事業所に対しては女性活躍推進に主体的に取り組み、コンプライアンスの観点からも法令順守を図ることができるよう、労働に関する法律や制度について情報提供や啓発を進め、その際に、指名登録の機会を活かします。子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するために、国や県の制度や支援策などの情報を提供していきます。現在働いている女性に対しても、労働に関する国や県などの相談窓口について情報を提供します。商工自営業者においては、女性の労働が適切に評価され、積極的な経営の参加促進と地位向上を図るために働きかけます。

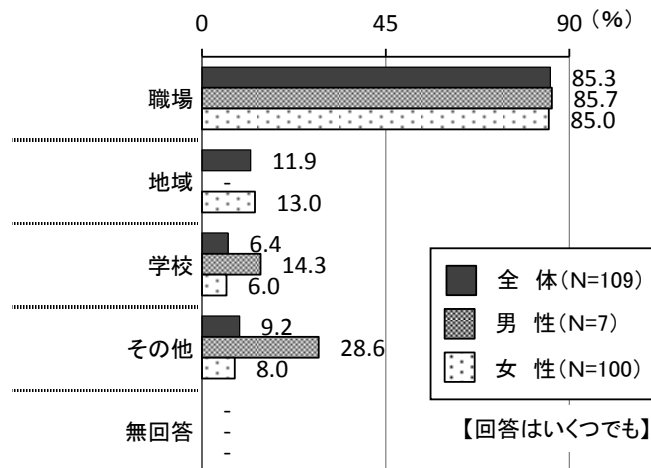
【施策の方向】

(1) 事業所等への啓発・情報提供			
取組		取組内容	担当課
11	法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	地域振興課 協働のまちづくり課
12	指名登録事業者への意識啓発	町の指名登録を希望する事業者などに対して、男女共同参画に関する意識啓発に取り組みます。	総務課

(2)女性の就労支援			
取組	取組内容	担当課	
13	女性の再就労に対する支援	結婚、出産、介護等の理由で離職した女性や再就職を希望する人のために能力開発や学習に関する機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課
14	女性の労働に関する支援	ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金、労働条件、パート労働の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を進めていきます。	地域振興課 協働のまちづくり課
15	農業・商工自営業における男女共同参画の促進	家族従業者として携わる女性が、その労働に見合う正当な評価と対価を受け、男性と対等なパートナーとして経営に参画できるように促進します。	地域振興課

《参考資料》

■セクシュアルハラスメントを受けた場所



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策 2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

女性が雇用の場で活躍するためには、男性中心型の労働慣行等を変えて男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる就業環境を整備することが必要です。条例第7条第2項では「事業者等は、事業や活動と家庭生活とを両立できるよう環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない」とされています。また、育児・介護休業法では、休業取得に関する嫌がらせ行為を禁止としています。

町民意識調査によると、女性が出産などに関わらず就労を継続する働き方を支持する人は半数を超えています。実際の「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」の主な担い手は8割半ばが女性で、働く女性の家事負担が大きいことがうかがえます。

町内の企業に対して、仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度について最新の情報を周知していきます。また、父親となる当事者のみならず、町全体に、男性の家事育児への参画や、地域活動への参画の重要性を理解できるように講座等で啓発していきます。これらの啓発活動を継続するとともに、保護者が講座や学習会に参加しやすいよう、託児の体制を充実させていきます。男性が育児や介護のケア役割を主体的に担うことができるように啓発するとともに、町の子育て支援事業や介護支援事業を男女共同参画の視点で進めていきます。

【施策の方向】

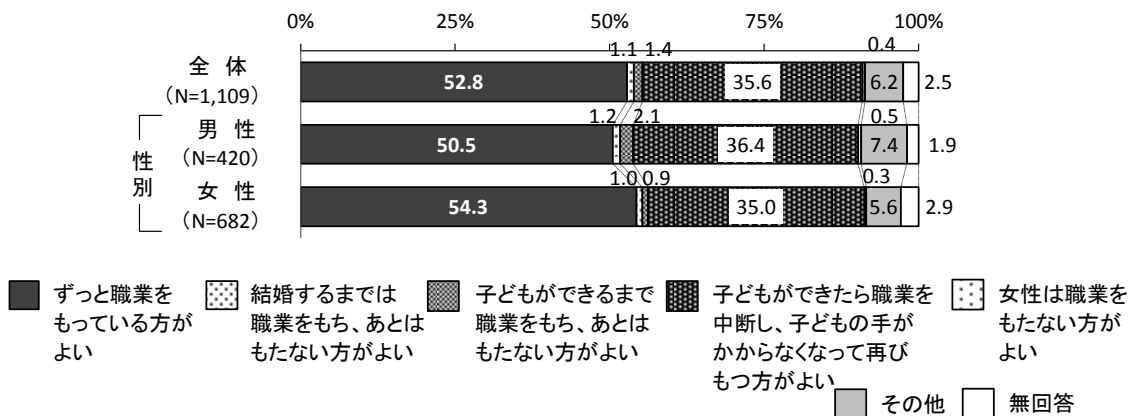
(1)ワーク・ライフ・バランスの普及促進			
取組		取組内容	担当課
16	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	広報紙等を活用し、町民及び事業所に対しワーク・ライフ・バランスについて啓発します。	協働のまちづくり課

(2)男性の家事・育児・介護、地域への参加の促進			
取組		取組内容	担当課
17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	健康づくり課 子ども未来課 介護福祉課 協働のまちづくり課
18	父親の育児参加機会の提供	かすやこども館を活用し、父親も一緒に参加できるような催しや講座を開催し、父親が育児に関わる機会を提供します。	子ども未来課

(3)子育て・介護と就労との両立支援		
取組	取組内容	担当課
19	子育てと就労の両立支援サービスの充実 子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課
20	介護と就労の両立支援サービスの充実 介護をしている人が安心して就労できるよう、介護保険制度の周知を行い、介護保険サービスの充実を図ります。	介護福祉課
21	講座・会議等での託児の実施 町が実施する講座や会議等において参加者ニーズを把握し、必要な場合は託児を実施します。	全課

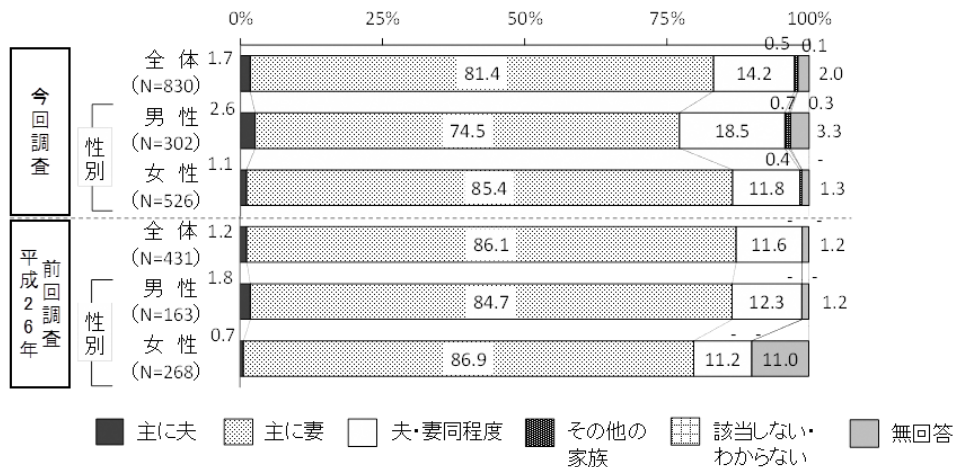
《参考資料》

■女性が職業をもつことについて(再掲)



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■掃除、洗濯、食事の支度などの家事を家庭内で主に行っている人



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり

基本施策 1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

地方自治体は、子育て・教育、介護・保健・医療、防災等、住民生活に密着した行政を担っています。女性は生活の場で課題に直面することが多く、市政の決定の場へ女性の参画が拡大することは、政策の質の向上につながります。そのため、本計画において令和6年度までに審議会等の女性委員の登用率50%の達成を目指してきました。登用率は上昇しながらも平成31年4月現在35.5%で、目標達成には、さらなる努力が必要です。また、町民意識調査では、「県や市町村の審議会や委員会」や「自治会長」などの役職を依頼されたらほとんどの女性が断ると回答しており、その理由は「知識や経験の面で不安があるから」が6割半ばと高くなっています。また、地域活動に女性の積極的な参画を進めるために必要なこととして、女性では「活動時間の工夫」が高くなっていました。

政策・方針決定過程への女性の参画を図るために、町においては審議会等に女性の登用を促進しており、今後も格差是正を図ります。また、町の政策立案過程に関わる各審議会委員等に対しては、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直せるよう啓発していきます。女性がリーダーとして活動できるよう、女性の能力発揮のための啓発や情報提供についても充実します。

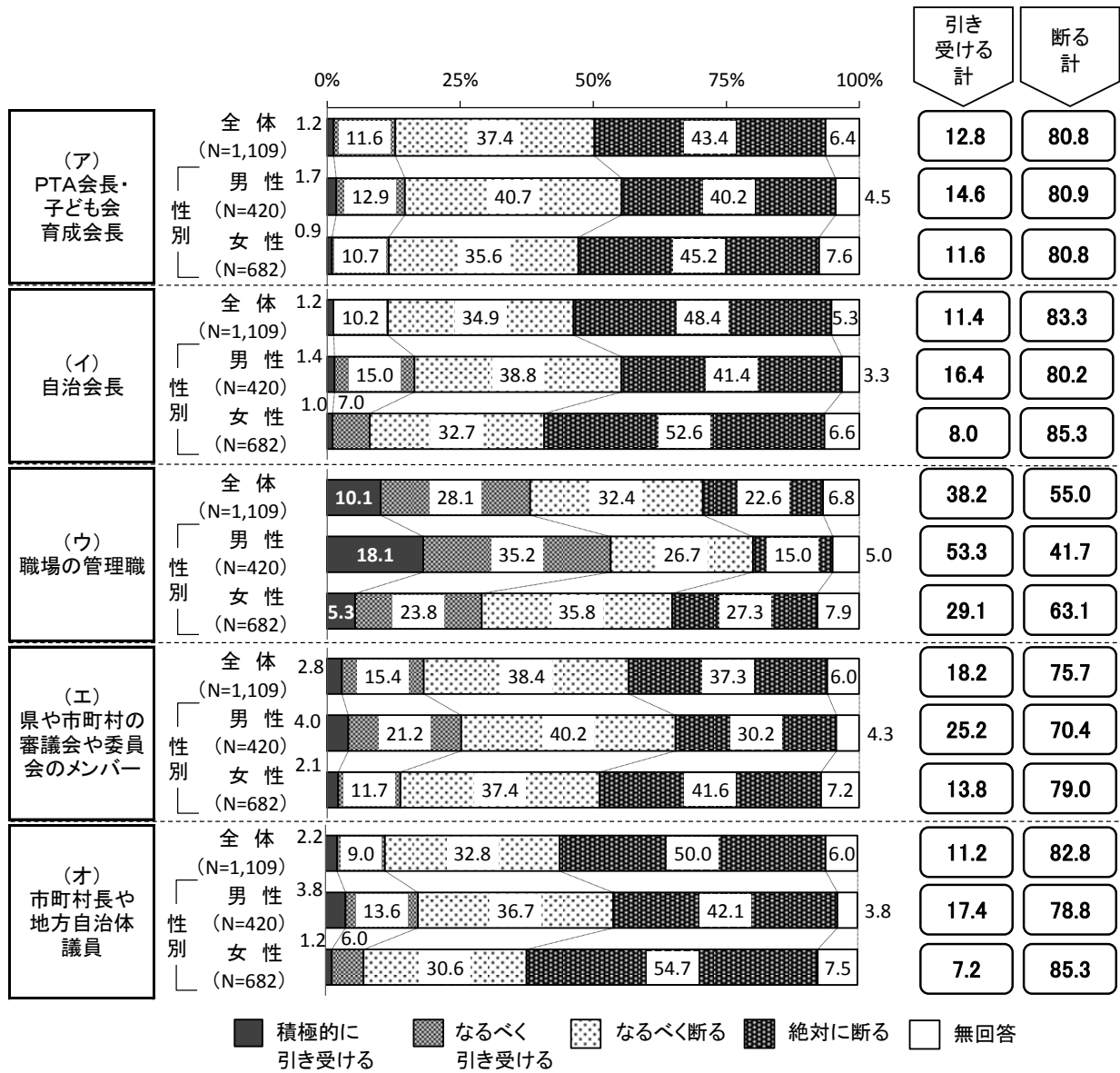
【施策の方向】

(1)各種審議会委員等への女性の積極的登用			
取組	取組内容	担当課	
22	各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指します。今後も各種審議会などにおいて委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定していきます。	全課
23	各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援	各種審議会等の女性委員に対し、学習機会の提供を行うとともに参加を促進し、エンパワーメント支援を図ります。	協働のまちづくり課

(2)女性リーダーの養成			
取組	取組内容	担当課	
24	女性リーダーの育成に関する情報提供	女性が地域や団体などでリーダーとして活躍できるよう、県などが行う女性リーダー育成に関する講座やセミナーの積極的な情報提供を行うとともに、町主催の講座やセミナーの開催についても検討していきます。	協働のまちづくり課

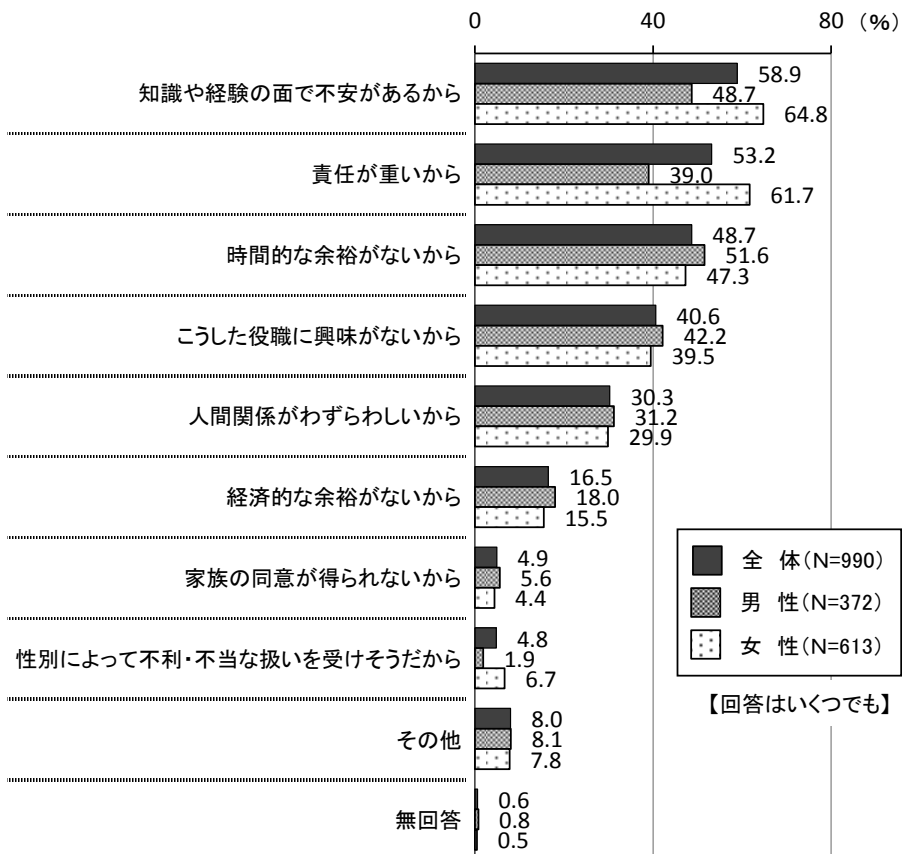
《参考資料》

■ 役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応(再掲)



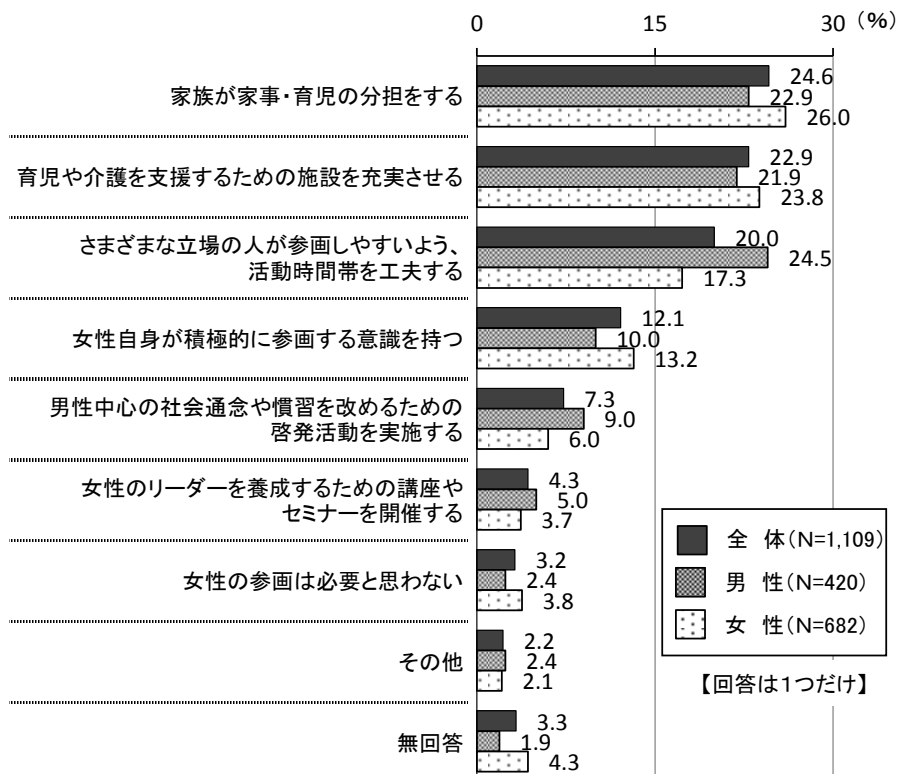
資料: 2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■ 役職、公職への就任や立候補を依頼された場合「断る」理由



資料: 2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■ 地域活動において女性の積極的な参画を進めるために必要なこと



資料: 2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策 2. 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

生活の場である地域社会は、子どもの育ちや老後の生きがいある暮らし、防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤であり、方針決定の場に男女が対等に参画・協力し、地域の様々な課題に多様な視点で取り組む必要があります。条例第6条で、地縁等による団体の責務として「自治組織は、地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない」と規定されています。特に、災害時には平常時における社会課題が顕著にあらわれるため、平素から防災活動への女性の参画を進めておかねばなりません。

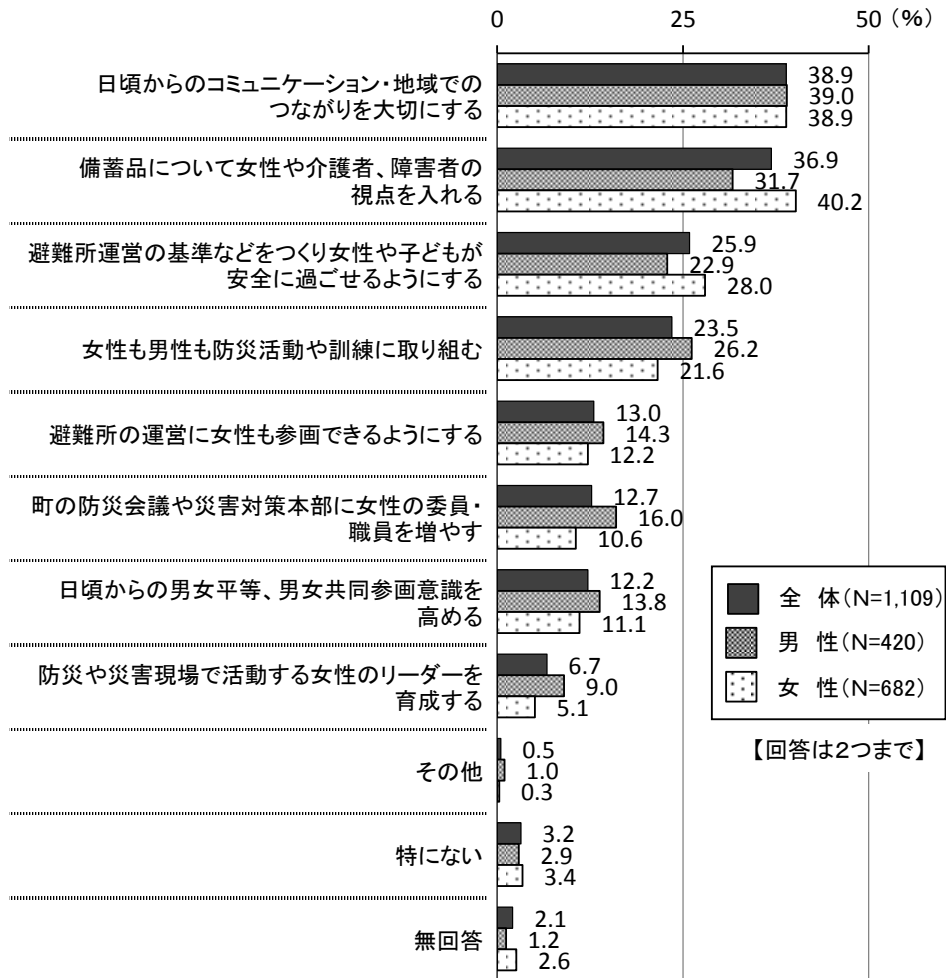
条例に基づき、地域団体や各種団体などに対しては方針決定の場への女性の登用を働きかけるとともに、リーダーとして活躍できるよう女性の人材を育成します。また、地域の実情に合わせながら、男女共同参画の視点を取り入れた自主防災組織の育成や消防団の活動支援を行っていきます。

【施策の方向】

(1) 地域活動における男女共同参画の促進			
取組	取組内容	担当課	
9	地域や団体への啓発と支援(再掲)	地域や各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。また、各社会教育関連団体、まちづくり活動支援室登録団体等に対して、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課
25	地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。また、自治公民館での各種講座の機会を利用し、地域活動における啓発を検討するとともに、まちづくり活動支援室の登録団体の活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課
(2) 防災における男女共同参画の促進			
取組	取組内容	担当課	
26	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、男女共同参画の視点を取り入れます。避難所での生活における男女のニーズの違いに配慮した避難所運営のために女性の参画を促進します。	協働のまちづくり課
27	自主防災組織での女性の活躍促進	自主防災組織のメンバーへの女性の積極的な採用を働きかけ、男女共同参画の視点を取り入れた自主防災活動の取組を促進します。	協働のまちづくり課

《参考資料》

■日頃の防災対応に男女共同参画の視点を取り入れるために必要なこと



資料: 2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

基本施策 1. 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

条例第3条第8項では「すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない」とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての基本理念が定められています。女性は妊娠や出産をする可能性があることから、生理や更年期の女性特有の健康上の問題が心身や生活の状況に大きな影響を与えます。一方で、男性は、食事のとり方や栄養、生活習慣病の原因となる飲酒・喫煙など、健康についての関心が低くなる傾向にあります。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるように健康教育や相談体制を充実して、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。思春期の青少年に対しては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを女性の人権としての理解を深める意識啓発を実施します。女性特有の健康問題を踏まえ、妊娠出産期における母子の心身の健康保持や更年期への支援を充実するとともに、男女共に女性の健康についての正しい知識を理解できるよう情報を提供します。また、子どもの発達段階に応じて人の権利や命を大切にする心を育む性教育を推進します。

【施策の方向】

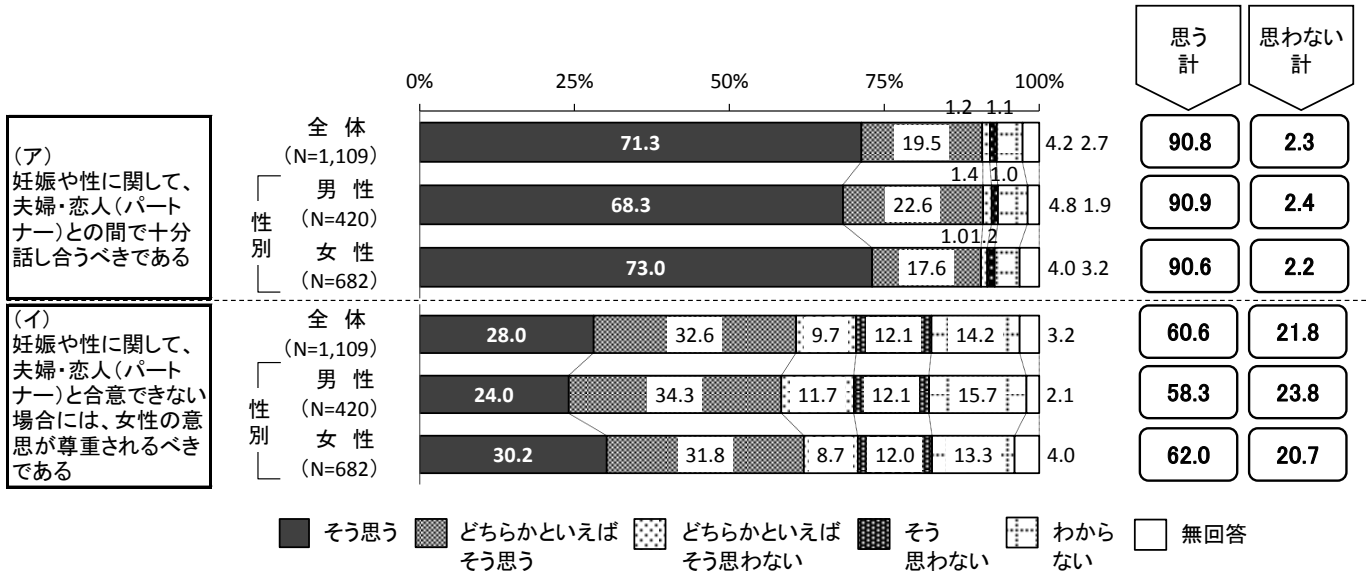
(1)ライフステージに配慮した男女の健康支援			
取組	取組内容	担当課	
28	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組めます。	健康づくり課 介護福祉課

(2)リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進			
取組	取組内容	担当課	
29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した性と身体に関する正確な知識と情報を得られるよう、啓発に取り組めます。	学校教育課 健康づくり課 協働のまちづくり課

30	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援を行うとともに、女性のライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、情報提供や啓発を行います。	健康づくり課
31	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課

《参考資料》

■妊娠や性に関する考え方



資料:2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策 2. あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

本計画は、「配偶者暴力防止法」に基づく町の基本計画と位置づけています。また、条例第9条第2項では「すべての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない」と人権侵害行為を禁止しています。配偶者等に対する暴力は、児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生するため、庁内の連携とともに庁外の関係機関等と連携して支援を行っています。また、電話による相談「かすや地区女性ホットライン」を設置しています。

町民意識調査では、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害経験については男女とも約10%あり、セクシュアル・ハラスメントの被害経験については、女性で約15%、男性では約2%で、主に職場で発生していました。DVを受けた人の相談相手は身近な「家族や親戚」と「友人・知人」が中心で、公的機関や専門機関はほとんどありません。どこにも相談しなかった人は約5割となっています。

セクシュアル・ハラスメントやDVをなくすために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も高く、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」の教育に関する項目も高くなっていました。

被害者は身近な人に相談する割合が高いため、DVの理解に向けた啓発を広く町民に実施します。デートDV（交際相手からの暴力）の防止を目指し、若年者を対象とした啓発を行います。DV相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携強化を図り、ホットラインの認知を高めます。また、町の様々な業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員に対して研修を実施します。DV被害者の自立に向けては、就労支援や両立支援など必要な支援を関係機関と連携しながら被害者の個人情報保護を徹底します。職場で起きる多様なハラスメントの防止の取組として、事業所に対して安心して働ける職場環境整備の重要性を伝えるとともに、町民に対してもハラスメントを人権侵害としての認識を高め、相談窓口の情報を提供します。

【施策の方向】

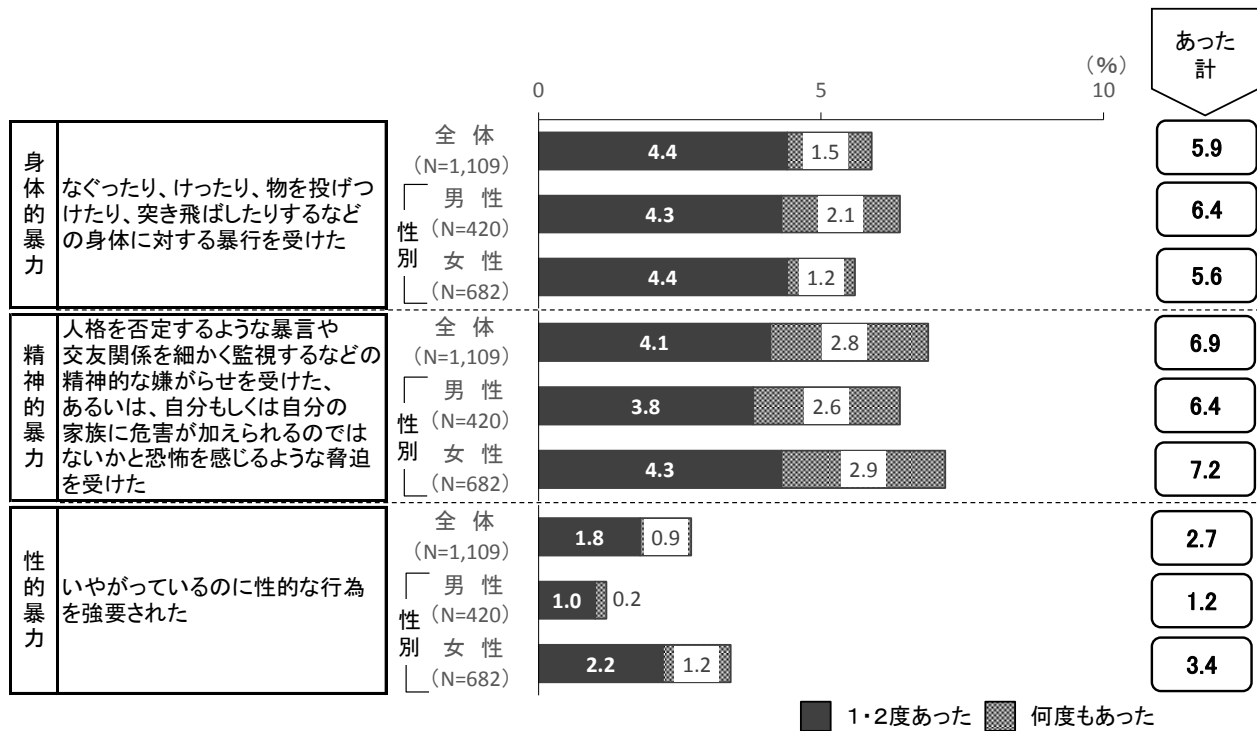
(1)DV防止のための啓発			
取組	取組内容	担当課	
32	DV防止に関する啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。今後も町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課
33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	学校教育課 介護福祉課 協働のまちづくり課

(2)DV相談体制と被害者保護・支援の充実			
取組	取組内容	担当課	
34	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、必要な情報を提供します。今後も関係機関との連携により適切な支援を行います。	介護福祉課
35	関係職員及び機関のDVへの理解促進	DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課
36	かすや地区女性ホットラインの周知	「かすや地区女性ホットライン」により、暴力をはじめとする様々な悩みに対する電話相談の周知を図ります。	介護福祉課
37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	介護福祉課 総合窓口課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
38	個人情報保護の徹底	行政事務において、DV被害者等に関する個人情報の保護が徹底されるよう職員研修を行うなど、個人情報保護の体制強化を図ります。	全課
39	DV被害者の自立支援	DVシェルター等避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係課と連携して、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課

(3)性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進			
取組	取組内容	担当課	
40	性犯罪などの被害防止に向けた啓発	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」や、性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」などの情報提供や周知に努めます。	協働のまちづくり課
41	性暴力被害者保護と自立支援制度の周知	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組めます。	介護福祉課
42	ハラスメントの防止のための啓発	ハラスメント防止のため、町民及び事業所に対し、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	協働のまちづくり課

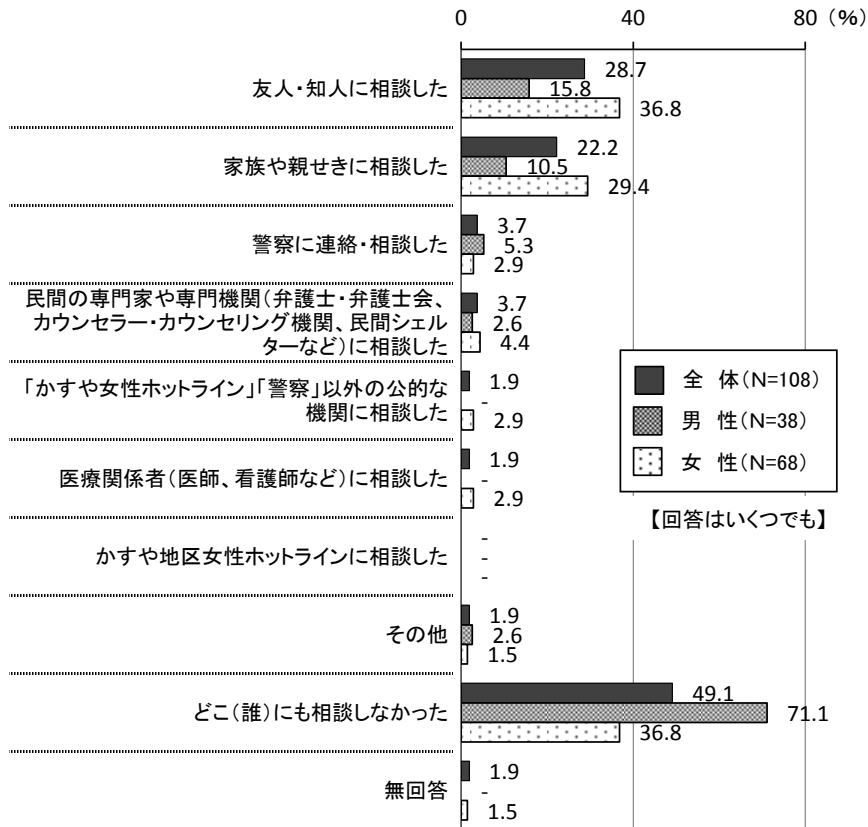
《参考資料》

■この3年間の暴力の経験(再掲)



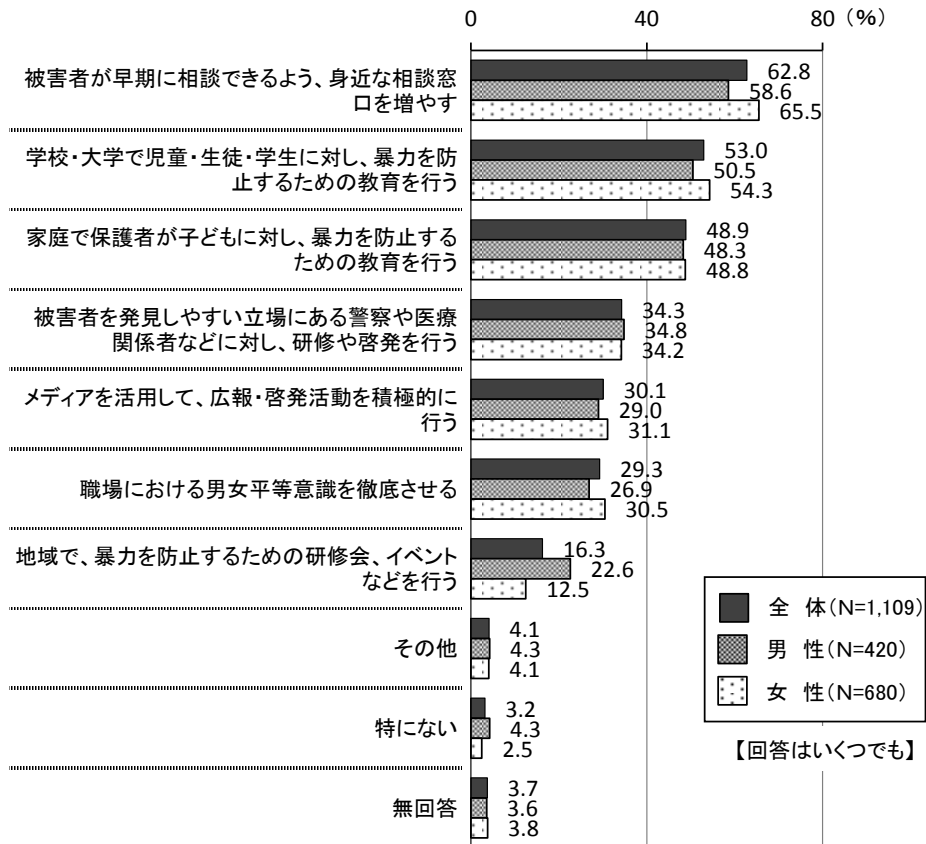
資料: 2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■暴力を受けたあとの対応



資料: 2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

■セクシュアル・ハラスメント、DVなどをなくするために必要なこと



資料：2019年粕屋町男女共同参画に関する意識調査

基本施策 3. 困難な状況に置かれている人への支援

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者が増加する一方で、家族の介護の主な担い手となる男性の割合も高くなってきています。また、粕屋町の家族類型別一般世帯数の推移をみると、母子または父子家庭は増加傾向にあります。男性中心型労働慣行の下では、母子家庭では経済的に困窮する可能性が高くなり、父子家庭では育児や家事などの生活面で不安定な状況に置かれやすくなります。さらに、2016年（平成28年）、国連の女性差別撤廃委員会は日本に対して、障がいのある女性、外国人女性、同和地区の女性などマイノリティ女性の複合的な差別への対応が不十分と指摘しています。困難な状況に置かれている人への支援は、男女共同参画の視点が欠かせません。

高齢者や障がい者を介護する人への支援として、男性と女性のこれまでの生活体験の違いを踏まえた相談体制を充実します。高齢者が住み慣れた地域で、知識や経験を生かして自立して生活できるよう生活支援や介護予防対策に取り組みます。社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう、男女で異なるニーズに配慮した適切な支援を進めます。

【施策の方向】

(1) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備			
取組	取組内容	担当課	
43	介護者・養護者に対する支援の充実	家族の介護や養護をしている人が相談しやすい体制を整備し、相談者への適切な支援に努めます。	介護福祉課
44	自立支援施策の充実	高齢者等が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課

(2) ひとり親家庭への支援			
取組	取組内容	担当課	
45	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成等の経済的支援を行います。今後も必要な世帯への支援が確実に届くよう情報提供していきます。	総合窓口課
46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	総合窓口課 介護福祉課

(3) 配慮を必要とする男女への支援			
取組		取組内容	担当課
47	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	総合窓口課 介護福祉課

■推進体制

条例第17条第1項第2号では「性にかかわらず職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会を確保すること」、同項3号では「職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度において、性にかかわらず活用できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めること」となっています。これらの条例や次世代育成対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、町では「粕屋町特定事業主行動計画」を策定し、男性の育児休業等の取得の促進、時間外勤務の削減、女性職員の活躍の推進などに向けた具体的な取組を進めています。また、条例第12条で「町は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない」とされており、すべての施策に男女共同参画の視点が求められています。さらに、条例第18条では「町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする」、第10条では「すべての人は公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担意識若しくは性に基づく暴力などの人権侵害を連想させ、又は助長する表現その他の不必要な性的表現を行わないよう配慮しなければならない」とされています。

町が模範的職場環境になるよう特定事業主行動計画を推進し、町のすべての施策に男女共同参画社会の形成に配慮するよう職員に対する啓発を進めます。庁内の推進体制を整備していくとともに、男女共同参画に関する活動を行う町民や団体と協働して啓発活動や問題解決に取り組みます。町の広報や出版物は公共性や信頼性が高く影響が大きいいため、国のガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用して社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現となるよう組織内に働きかけます。

計画の実施状況については、町民を中心に構成される「粕屋町男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、結果を公表しています。

(1)特定事業主行動計画の推進			
取組	取組内容	担当課	
48	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、休暇制度の周知と取得を促進します。	総務課
49	女性職員の登用拡大	男女が共に粕屋町の対等な職員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整え、管理監督者への登用を進めるとともに性別にとらわれない職場配置を行います。	総務課
50	女性職員のリーダーの養成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課
51	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課

(2) 推進体制の整備			
取組		取組内容	担当課
52	庁内推進体制の整備	本町における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制の整備を進めます。	協働のまちづくり課
53	町民との協働	男女共同参画の視点で、町民、事業所、関係団体と行政が連携して、地域課題の解決や地域活性化を図ります。	全課
54	社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用	広報物等の作成にあたっては、国ガイドラインを活用して、男女の固定的役割分担意識を助長することのない表現の使用を徹底します。	全課

(3) 計画の点検・評価			
取組		取組内容	担当課
55	計画の点検・評価	計画の進捗状況を把握するため、施策の評価を行い、公表します。	全課

■計画の成果指標

成果指標	実績値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 6 年度)
「男女共同参画社会」の認知率	48.0%	52.5%	70.0%
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方について、反対する人の割合	50.3%	56.6%	65.0%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知率	32.0%	33.7%	40.0%
「育児、子どものしつけ」の役割分担について夫と妻と同程度で行っていると答える人の割合	22.5%	29.6%	40.0%
各種審議会の女性の参加率	28.5%	35.5%	50.0%
DVに関する相談窓口の認知率 ※	13.3% ※	14.6% ※	70.0% ※
「暴力を受けた経験のある人のうち相談をしなかった人」の割合	68.0%	49.1%	30.0%

※実績値(平成 26 年度)及び現状値(令和元年度)は、DV相談窓口「かすや地区女性ホットライン」の認知率を掲載。
後期計画では、DVに関する相談窓口の認知率を新たな成果指標として目標値を設定しています。